

みんなとまちが元気になる  
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～

# 藤沢市市民活動推進計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

2014年(平成26年)4月

藤 沢 市



## はじめに

2011年（平成23年）3月の東日本大震災を契機に、地域の絆や人の和の大切さが、多くの国民に改めて認識されました。また、被災地で活動する市民活動団体・ボランティア団体等が復興の原動力となっております。

本市においても、古くから市民活動・ボランティア活動が盛んに行われ、歴史的な街なみや景観の保全・形成、地域の特色ある子育て支援や生涯学習の拠点づくり等、多様な市民活動が進められております。

2001年（平成13年）の市民活動推進条例制定と市民活動推進センター開設をはじめとして、これまで本市の市民活動を積極的に推進し、2006年（平成18年）から市民活動推進計画に基づいて、総合的かつ計画的に市民活動推進施策を進めてまいりました。

2回目の改定となる本計画では、「みんなとまちが元気になる～活力あふれる市民活動のまち藤沢～」をビジョンに掲げ、「市民活動に対する認知度・信頼度の向上」、「市民活動の自立化・持続化の推進」及び「市民活動団体が活躍する機会の拡充」という3つの基本的な指針に沿って市民活動を推進する施策を進めてまいります。

市民、市民活動団体の皆さんには「みんなとまちを元気にする」原動力となって活発な活動をしていただき、「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし湘南の元気都市藤沢～」の実現に向けて、市と共に歩んでいただきたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた市民の皆さま、熱心にご議論いただいた藤沢市市民活動推進委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

2014年（平成26年）3月

藤沢市長 鈴木 恒 夫

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画策定経過	2
<b>第2章 市民活動を取り巻く状況</b>	<b>6</b>
1 本市の現状と見通し	6
2 市民活動に対する市民の意識	7
3 市民活動の現状	8
<b>第3章 市民活動推進に係る取り組み</b>	<b>12</b>
1 市民活動の推進に関する取り組み経過	12
2 前計画における施策の実施状況	13
3 継続して取り組むべき課題	16
<b>第4章 基本構想</b>	<b>17</b>
1 市民活動推進の理念	17
2 市民活動推進ビジョン	17
3 基本的な指針	18
<b>第5章 基本的な施策</b>	<b>19</b>
1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策	19
2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策	21
3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策	22
<b>第6章 計画の進行管理と推進体制</b>	<b>25</b>
1 計画の進行管理	25
2 計画の推進体制	26
<b>資料編</b>	<b>27</b>

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市は、自然環境に恵まれバランスのとれた都市機能を有する住みやすいまちとして発展を続けてきました。それは、30年以上にわたって市民自治の実績を積み上げてきた歴史があり各地区で特色のある活動が行われてきたこと、子育てや教育、福祉や環境、防災やまちづくりなど様々な分野で市民活動が展開されていることなど、市民自らが地域の担い手や推進役として重要な役割を果たしてきたことに支えられています。

一方で、社会環境の急速な変化に伴い、様々な課題が顕在化しており、これらに対処するとともに自然災害などのリスクにも備えていかなければなりません。

こうした状況の中で、人々が生き生きと暮らすことのできる地域社会を築くことは、行政だけで実現するものではなく、市民一人ひとりが参加と創造の主体者になるとともに、お互いの理解と信頼のもとに新たな関係を構築していくことが不可欠となっています。

本市の特長を活かしながら、困難な課題や将来的に予測されるリスクに対応し市民が安全で安心して暮らすことができる魅力と活力にあふれたまちとするためには、誰もが社会の担い手として活躍できる地域づくりに取り組むことが重要であり、市民活動<sup>1</sup>をその主役として位置付けてこれまで以上に積極的に推進する必要があります。

本計画は、市民活動を推進するための指針や施策をとりまとめ、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画として策定しました。

---

<sup>1</sup> 市民活動：市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない（市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しない）活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

（2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。

（3）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（党外候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

## **2 計画の性格・位置付け**

本計画については、藤沢市市民活動推進条例（以下「市民活動推進条例」とします）第7条に基づいて、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、策定するものです。

本計画は、市の他の計画等との調和を図りながら、市民活動の推進に関する基本的な指針及び基本的な施策について定めています。

また、市民活動の推進を図るための具体的な事務事業については、本計画の基本的な指針及び基本的な施策に基づいて、市民活動を取り巻く状況の変化などに柔軟かつ確実に対応しながら、重点的かつ効果的に実施していきます。

## **3 計画の期間**

本計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年です。

計画期間の中間年度である平成28年度には、中間評価を行い、必要に応じて平成29年度以降の計画の見直しを行います。また、最終年度である平成30年度には、最終評価を行うとともに、新たに平成31年度以降の計画を策定するための検討を行う予定です。

## **4 計画策定経過**

### **（1）藤沢市市民活動推進委員会での審議**

計画の改定にあたっては、学識経験者、企業代表者、市民活動関係者及び公募による市民で構成される審議会「藤沢市市民活動推進委員会」に、2013年（平成25年）4月に諮問し、3回の会議と3回の作業部会を開催して市民活動の推進について幅広く議論した結果を、同年10月に答申として受けました。

### **（2）市民活動団体・NPO法人へのアンケート調査**

市民活動を推進する施策を見直すにあたって、これまで本市に所在する特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」とします）及び藤沢市市民活動推進センター（以下、「市民活動推進センター」とします）登録団体に対して、その活動状況等の実態調査を行ってきました。

### ①藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012

調査目的	NPO 法人に関して、設立認証等事務、条例指定制度及び行政との協働等を検討するにあたって、活動状況やニーズ等を把握するため
対象	藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 162 法人、従たる事務所を有する NPO 法人 34 法人の合計 196 法人
調査期間	2012 年（平成 24 年）7 月 31 日(火) ～2012 年（平成 24 年）8 月 24 日(金)
回収結果	藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 79 法人、従たる事務所を有する NPO 法人 2 法人の合計 81 法人（回収率 41.3%）
調査項目	団体の設立、活動、メンバー・組織、活動場所、収支・財源、寄附、情報の受発信、所轄庁への書類提出等、他団体との連携・協働、藤沢市との連携・協働

### ②市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査

調査目的	市民活動推進センター登録団体の活動状況や同センターの利用頻度・満足度を調査し、施設の支援機能の向上等を図るため
対象	市民活動推進センター登録団体 453 団体
調査期間	2012 年（平成 24 年）12 月 10 日（月） ～2013 年（平成 25 年）1 月 31 日（水）
回収結果	270 件（回収率：59.6%）
調査項目	① 活動実態調査 団体の活動、収支・財源、抱える課題 ②市民活動推進センター利用頻度・利用満足度調査 利用頻度、サービスの重要性・満足度、情報の告知・収集、総合評価

### (3) 市民ワークショップ

市民活動推進センター主催企画「NPO 交流サロン」で、市民活動の現状と将来について意見交換を行うワークショップを開催しました。

#### 第 27 回 NPO 交流サロン「藤沢の市民活動を考える！」

日時	2013 年（平成 25 年）7 月 13 日（土）14:30～16:30
対象	市民活動推進センター登録団体 453 団体
会場	フジサワ名店ビル 6 階イベントホール
参加者数	41 人(内、グループワーク参加者は 34 人)
主催	市民活動推進センター
意見交換 テーマ	①市民活動との関わり ②市民活動団体間の連携 ③市民活動と他セクターとの協働
出された 主な意見	<p>① 市民活動との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関する情報の周知が必要</li> <li>・市民活動を継続する上で、後継者・担い手が問題となる</li> <li>・充実した市民活動が、市民活動全体の底上げになる</li> <li>・行政の役割を整理すべき</li> </ul> <p>②市民活動団体間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携のきっかけや活動の拠点づくり、連絡会の設置が必要</li> <li>・連携を促進するコーディネーターが必要</li> <li>・情報の共有（他団体の情報、連携の事例、悩み）が必要</li> <li>・市民活動推進センターのような中核になる場所・情報のハブが必要</li> <li>・異業種交流のような場づくり、良質な出会いの場が必要</li> </ul> <p>③市民活動と他セクターとの協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体と行政との連携は大事だが、今後金銭面で頼ることは難しい</li> <li>・協働も必要だが、事業型 NPO として、自分たちでちゃんと回す仕組みを作っていきたい</li> <li>・様々な連携を行い、みんなで仕組みを作っていきたい</li> <li>・共感できる市民活動、顔と顔が見える活動・付き合いが大事</li> <li>・商工会議所等の中間支援組織との連携が必要</li> <li>・活動場所の確保等のため、企業や学校との連携が必要</li> </ul>



#### (4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆さまからいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

実施期間：2013年（平成25年）11月11日（月）～12月11日（水）

実施案件：「藤沢市市民活動推進計画（素案）」について

意見等を提出できる方：市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、  
その他利害関係者

##### <提出された意見の集計>

持 参	1 通
郵 送	0 通
ファックス	6 通
ホームページ（電子メール）	12 通
合 計	19 通

##### <提出された提案・意見の内訳>

①計画全体について	7 件
②市民活動の認知度向上について	5 件
③市民活動団体の広報について	1 件
④市民活動への参加について	6 件
⑤市民活動団体への助成制度について	2 件
⑥市民活動団体の活動場所について	6 件
⑦相談・コンサルタント機能について	2 件
⑧市民活動団体と行政との協働の推進について	2 件
⑨多様な主体間の交流について	1 件
⑩中間支援組織について	1 件
⑪その他	1 件
合 計	34 件

##### <実施結果の公表>

2014年（平成26年）2月5日（水）～3月5日（水）に、市役所、各市民センター・公民館、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザ及びホームページにおいて公表

※提出された提案・意見及びそれらに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載しています。

## 第2章 市民活動を取り巻く状況

### 1 本市の現状と見通し

本市は、首都圏に位置し、交通の利便性等を背景に、住宅都市、商・工業都市、農・水産業都市の性格をあわせ持つ、多彩で多様な都市です。工業では研究開発型施設の誘致、商業では大型ショッピングモールの開業、農業では地産地消の推進等、活力ある都市の顔をみせています。また、海水浴客も含め、年間観光客数は1,500万人を超える観光都市であり、さらに4つの大学のある学園都市としての性格も加え、バランスのとれた都市機能を有する湘南の中心的都市として発展を続けています。

2014年（平成26年）1月には、人口418,417人（住民基本台帳による）となり、県内では、横浜、川崎、相模原の政令指定都市に次いで第4位の規模となっており、現在も人口は増加傾向にあります。

しかし、少子化・高齢化等の本市を取り巻く近年の内外の社会経済情勢の変化は急激なものがあります。

2010年（平成22年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」によれば、本市の人口は2030年（平成42年）に約430,500人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じるとされています。人口ピーク時には、0歳～14歳の人口は約10.4%、65歳以上の人口は約26.6%となり、それ以降も少子化・高齢化が進むと予測されます。

本市の財政状況を見ると、歳入の根幹をなす市税収入は、大幅な増加を見込むことが困難な状況であり、2020年（平成32年）まで、ほぼ横ばいで推移するものと推測されます。その一方、歳出面においては、生活保護費をはじめとする扶助費は増加傾向にあり、少子化・高齢化に伴う社会保障関係費の増加も予測されます。

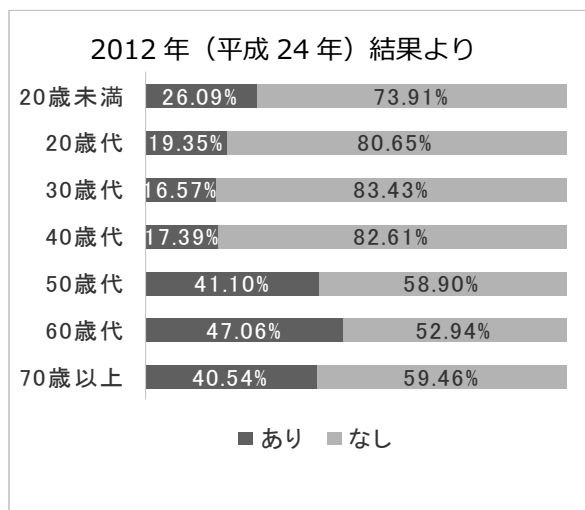
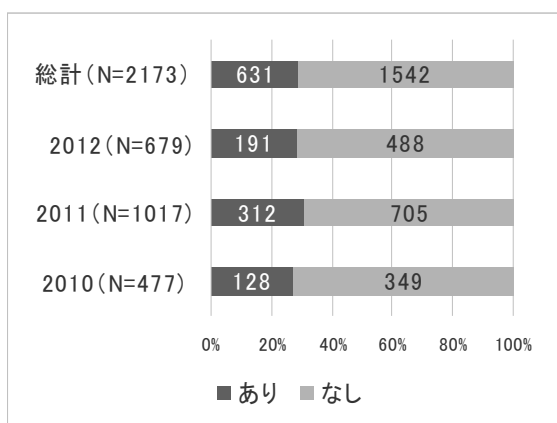
## 2 市民活動に対する市民の意識

安全に安心して暮すために、市民が元気に活躍することが全国的に広がってきており、内閣府が実施した平成 24 年度国民生活選好度調査によると、ボランティア等の社会貢献活動に参加していると回答した人が 24.6%となっています。

本市においても、藤沢市民まつりにて実施した市民向けアンケートによると、2010 年（平成 22 年）から 2012 年（平成 24 年）の平均では、29.0%と国を上回る結果が出ています。また、年代別に見ますと、50 歳代以上の参加率は 40%を超えています。

**設問：市民活動団体やボランティアに参加したことはありますか？**

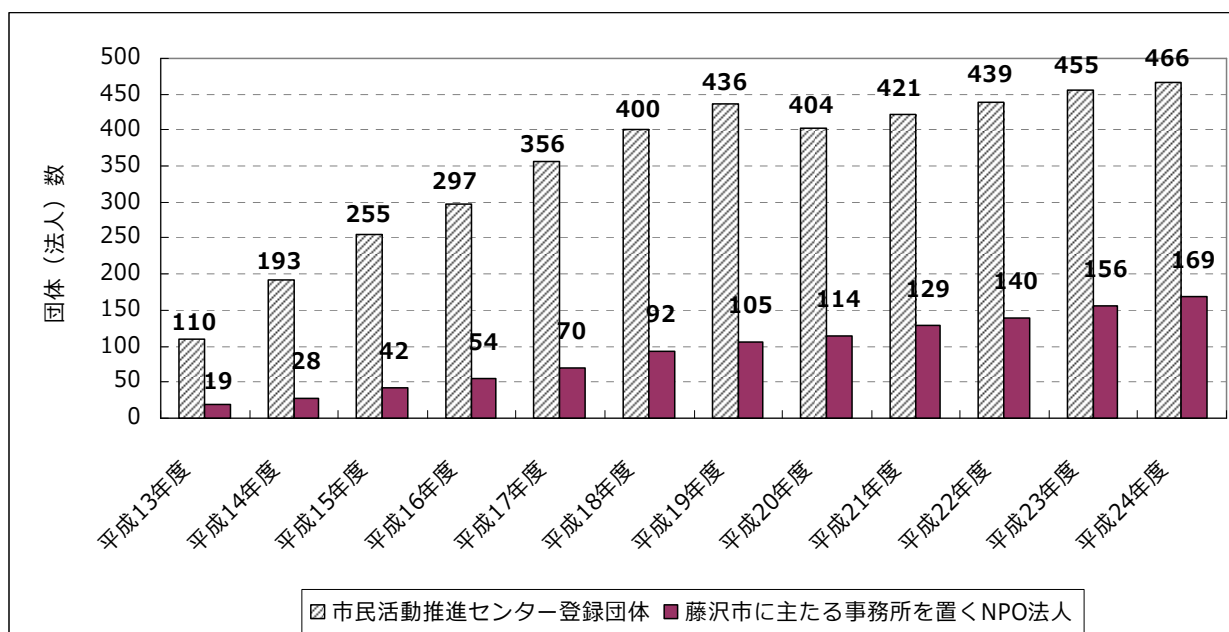
藤沢市民まつり来場者アンケート（2010 年（平成 22 年）～2012 年（平成 24 年）実施）



### 3 市民活動の現状

本市で活動する市民活動団体は年々増加しているとみられます。例えば、2013年（平成25年）3月末の状況と10年前の2003年（平成15年）3月末の状況を比較すると、市民活動推進センターの登録団体は466団体で10年前の193団体と比較すると2.4倍、本市に主たる事務所を置くNPO法人の数は169法人で10年前の28法人と比較すると6.0倍となっています。

市民活動推進センター登録団体及び本市に主たる事務所を置くNPO法人の推移



2013年（平成25年）3月末時点の市内に主たる事務所を置くNPO法人の活動を分野別に見ると多岐にわたって活動が展開されています。

その中でも法人数が多い活動分野は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行っている法人が107法人、子どもの健全育成を図る活動を行っている法人が61法人、社会教育の推進を図る活動を行っている法人が53法人となっています。

藤沢市内に主たる事務所を置くNPO法人 活動分野別一覧

（2013年（平成25年）3月末時点 169法人）

特定非営利活動促進法第2条別表に定める活動分野	法人数
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	107
② 社会教育の推進を図る活動	53
③ まちづくりの推進を図る活動	39
④ 観光の振興を図る活動	0
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	41
⑦ 環境の保全を図る活動	28
⑧ 災害救援活動	7
⑨ 地域安全活動	11
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	13
⑪ 国際協力の活動	14
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	61
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	17
⑮ 科学技術の振興を図る活動	8
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	21
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	30
⑱ 消費者の保護を図る活動	8
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	45

※複数の分野で活動している法人もあるので、重複しています。

2013年（平成25年）1月に実施した「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」によると、団体が活動にあたって抱える課題として最も多かったのは、人員に関する課題で、会員の不足、会員の高齢化や若手の不在などが挙げられています。続いて、財源、会の運営、活動する場所に関する課題が挙げられています。

会員の高齢化などによって会員数が減少し、会の活動が継続できなくなるといふ問題に多くの団体が直面していると思われ、また、後継者の育成や若い世代の獲得が課題だと挙げている団体もありました。

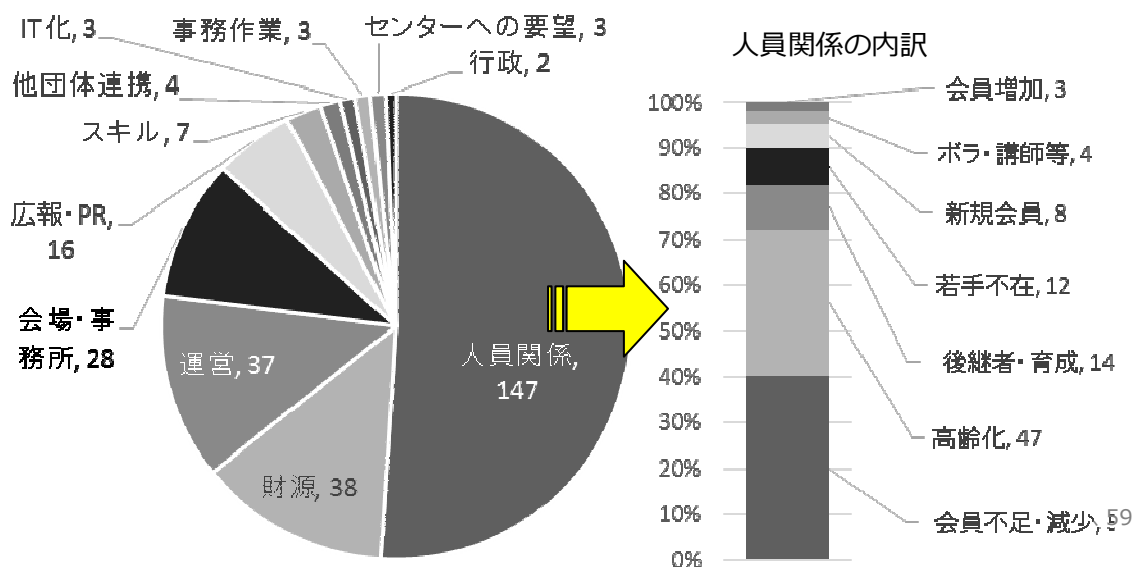
財源については、今後会の活動を拡大する、または会の活動を維持していく財源を必要とするという回答が挙げられています。

会の運営については、会を運営するための中核となる人材の不足や、後継者の育成、今後の団体の活動をどのように行っていくか、という回答が挙げられています。

活動する場所に関しては、事務所や会議室、会の活動で使用する道具の保管場所を必要とするという回答が挙げられています。

**設問：活動にあたって、現在抱えている課題または今後課題となりうるであろうことがあれば教えてください。（自由記述）**

市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査（2013年（平成25年）1月実施）より  
（回答数 189 団体、記入意見総数 288 件）



市民活動団体がその活動を発展させるための一つとして、行政との協働という手段も一つの選択肢として考えられますが、2012年（平成24年）8月に実施した「藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012」の調査結果によると、市との協働事業について、「非常に重要である」「どちらかといえば重要である」という回答が全体の94%を占めるのに対し、実際に市と関わりを持っているかどうかとの問いに対して、「関わりがある」という回答が68%となっています。

藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012（2012年（平成24年）8月実施）より

（回答数 81 法人）

<b>設問 貴団体は、「行政としての藤沢市」との関わりがありますか。（一つだけ選択可）</b>	
ある	68%
ない	32%

<b>設問 藤沢市と NPO との協働事業についてどのように思われますか。（一つだけ選択可）</b>	
非常に重要である	58%
どちらかといえば重要である	36%
どちらかといえば重要でない	3%
重要でない	3%

## 第3章 市民活動推進に係る取り組み

### 1 市民活動の推進に関する取り組み経過

本市における市民活動推進に関する取り組みは、2000年（平成12年）9月から藤沢市市民活動推進検討委員会において検討され、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。

さらに、2001年（平成13年）4月には（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、市民活動推進センターの運営及び市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年（平成17年）4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2013年（平成25年）4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、市と密接に連携しながら、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動に関する調査及び研究を行っています。

2005年（平成17年）9月には、平成18年度から平成22年度までの5年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ26事業、発展コースについては延べ51事業に助成を行いました。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う



「相互提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成 24 年度までに実施した事業数は、市提案協働事業（原則 3 年実施）が 12 事業、市民活動団体提案協働事業（1 年実施）が 14 事業を実施しました。

2011 年（平成 23 年）3 月には、市民活動推進計画を改定し、新たに平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年の計画を策定し、施策を実施しました。

## 2 前計画における施策の実施状況

平成 23 年度～平成 25 年度の市民活動推進計画において、3 年間で実施した施策の実施状況についてまとめました。

### 指針 1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備

#### （基本的な施策）

#### 1 公共施設における市民活動団体の利用拡充

市民センターや地域市民の家など公共施設の利用を促進するため、市ホームページ等で市民活動団体に広く周知しています。

#### 2 市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進

市民活動団体が利用できる民間施設情報を収集し（3カ所）、更なる情報収集に努めています。

#### 3 市民活動支援施設の拡充

2013 年（平成 25 年）10 月に、湘南台文化センター 2 階に、新たな市民活動の拠点施設として、「湘南台市民活動プラザ」を開設しました。

#### 4 市民活動に関する情報の集約と提供

#### 5 広報紙・ホームページ等による市民活動団体の活動状況等の情報発信

市民活動推進センター登録団体などの活動情報を収集し、NPOCafe（同センターホームページ）あるいは同センターニュースレターに同封する「情報クリップ」として、定期的に情報提供を行っています。

また、Twitter や Facebook といった民間の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<sup>2</sup>を活用した情報発信も行っています。

## 指針 2 市民活動団体の自立と活動に対する支援

### （基本的な施策）

#### 1 公益的市民活動に対する助成制度の充実

平成 18 年度から行っている公益的市民活動助成事業の応募事業の拡大を狙いとして、電子申請の導入など申請方法の見直しを行いました。

#### 2 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり

国・県・他市町村及び民間団体等の助成制度に関しては、市民活動推進センターにて、館内掲示やニュースレターによる情報提供を行っています。

また、同センターでは、申請に関する相談も随時行っています。

#### 3 市民活動団体のマネジメント強化の支援

市民活動団体の運営等に対する支援としては、市民活動推進センターにて団体運営や活動に関する「NPO マネジメント講座」や、12 人の専門的なアドバイザー・講師の相談・派遣を依頼できる制度を行っています。

#### 4 市民活動を担う人材の育成及び確保に向けた支援

市民活動・ボランティア活動に関心のある人と人材を必要とする団体とをつなぐ取り組みとして、2011 年（平成 23 年）から、「VOLUNTEERS（ボランティアーズ）」という冊子を年 3 回発行し、市内各所で配布しています。

また、前述の「NPO マネジメント講座」を行うことで、人材育成を推進しています。

#### 5 市民活動団体に対する支援のあり方の検討

市民活動団体に対する間接的な支援として、市民からの関心を高めることで支援を促す取り組みとして、2012 年（平成 24 年）12 月に「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定し、同条例に NPO 法人を指定する制度を始めました。

<sup>2</sup> SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：人と人とのつながりを促進・支援する、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスです。

また、市民活動団体の組織的なステップアップを目指して、神奈川県から権限移譲を受けて、2013年（平成25年）4月からNPO法人の設立認証等に係る事務の取扱いを始めています。

### 指針3 市民活動団体の多様な協働の推進

#### （基本的な施策）

##### 1 協働文化の醸成

市民活動推進センターにて「NPO交流サロン」として、市民と市民活動団体、あるいは市民活動団体同士が交流を深める取り組みを行っています。

2011年（平成23年）から市職員に対して、市民活動や市民活動団体と行政との協働に関する研修を毎年実施しています。

##### 2 協働コーディネーターの配置

2013年（平成25年）4月から、市民、市民活動団体、企業、大学及び行政等の多様な主体をつなぐコーディネート役として、市民活動推進センターに「協働コーディネーター」を配置しました。

##### 3 地域まちづくりパートナーシップの導入

効果的な地域課題の解決を目指して、地域活動を行う団体等と各分野・テーマにて活動している団体等をつなぐ方策の検討を行いました。

##### 4 市民活動団体提案協働事業の充実

平成18年度から、相互提案型協働モデル事業及び市民活動団体提案協働事業として、平成24年度まで市民活動団体と市の協働事業を実施してきましたが、その7年間の実績と課題を検証して、平成26年度から新たな協働事業制度を行います。

##### 5 公民連携事業化提案制度との連携

藤沢市公民連携事業化提案制度は平成22年度から始まり、市民活動団体もアイデア提案を行い、NPO法人が提案した3事業が事業化されました。

### **3 継続して取り組むべき課題**

---

これまで市民活動推進に関する取り組みを行ってきましたが、今後も継続して取り組むべき課題も浮かび上がってきました。

#### **課題1 市民活動への参加促進の必要性**

7ページの市民まつりアンケート調査結果のとおり、市民活動・ボランティア活動への市民の参加は、国よりやや高い傾向にありますが、約3割にとどまっており、より一層の参加を促す必要があると考えます。

#### **課題2 市民活動を担う人材育成及び確保の必要性**

10ページの市民活動団体が抱える課題についてのアンケート調査結果のとおり、市民活動団体にとって、会員不足・減少や後継者の育成等の人材に関する課題が最も大きな課題となっています。

市民活動への参加意欲を持った人と人材確保を図りたい団体とのマッチングや、団体の持続的な運営を行うことができるよう、人材育成に関する支援が必要であると考えます。

#### **課題3 市民活動団体の運営支援の必要性**

同じく10ページのアンケート調査結果のとおり、財源に関する課題や運営に関する課題も大きく、市民活動団体の自立化・持続化を促すためにも、効果的な運営支援が必要であると考えます。

#### **課題4 市民活動団体と行政との協働推進の必要性**

11ページにあるとおり、NPO法人のうち、行政との協働について重要だと考える法人が9割を超えるのに対し、実際に行政と関わりを持っている法人は7割弱にとどまっており、社会的問題や地域の課題を効果的に解決するためにも、市民活動団体と行政との協働の更なる推進が必要であると考えます。

## 第4章 基本構想

### 1 市民活動推進の理念

本市の市民活動推進の基本理念は、市民活動推進条例第3条に以下の通り掲げられています。

(藤沢市市民活動推進条例第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

### 2 市民活動推進ビジョン

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取り組み及び継続して取り組むべき課題を踏まえて、市民活動を推進することで5年後にどのような姿を目指すのかを、上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めます。

**みんなとまちが元気になる  
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～**

社会的問題や地域の課題を効果的に解決し、まちを活性化するためには、市民活動の果たす役割は大きいと考えます。

本市の市民活動は、これまでの市民自治・市民参加の歴史・蓄積を継承し、市民の共感と信頼を得て、企業・大学・行政等多様な主体と協働しながら、様々な場面において自立的かつ持続的に展開されることが望まれます。

活力あふれる市民活動が、みんなとまちを元気にする原動力となることを目指します。

### **3 基本的な指針**

市民活動推進ビジョンを実現するために、本計画の5年間で取り組むべき方向性を3つの基本的な指針として定めます。

#### **基本指針1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上**

市民活動が活発になるには、より多くの市民に、市民活動を知ってもらうことが重要です。市民活動を知ることで、社会や地域の課題解決に取り組む市民活動団体に対する信頼度が高まると考えます。

#### **基本指針2 市民活動の自立化・持続化の推進**

市民活動が活発になるには、市民活動団体が自立した活動を展開することが重要です。そのためには、活動に対する支援を増やすなど、組織基盤の安定化を図る必要があります。

また、社会や地域の課題解決に取り組むためには、活動の持続化を推進する必要があります。

#### **基本指針3 市民活動団体が活躍する機会の拡充**

本市において、市民活動団体の数は年々増加し、地域に根ざした多種多様な市民活動が展開されています。市民活動団体が活動する場面が増えることで、社会や地域の課題解決につながるものと考えます。

また、社会や地域の課題を効果的に解決するためには、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と企業・大学・行政等多様な主体が、それぞれが持つ専門性などを活かして、相互に連携しながら解決を目指すことが求められます。

## 第5章 基本的な施策

市民活動推進条例の第8条では、計画に規定すべき基本的な施策として、(1) 活動の場所の整備に関する事、(2) 情報の収集及び提供に関する事、(3) 市民活動を行うものに対する支援に関する事、(4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関する事、の4つを掲げています。

本計画では、前章の基本的な指針を具現化し、5年間で実行する基本施策を定めます。また、基本施策の趣旨に沿って、事務事業を進めていきます。そして、5年後に達成すべき目標を、施策目標として定めます。

### 1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策

市民に、市民活動を知ってもらい、関心を高めるためには、市民活動に関する情報を積極的に発信すること、市民と市民活動関係者が交流する機会をもうけることなどが必要と考えます。

また、市民活動に対する関心を高めることによって、市民活動に対する信頼度も高まり、活動への参加や寄付などの支援の拡充につながると考えます。

#### 【基本施策】

#### 1-① 市民活動に関する情報提供場所の整備

市民、特に、市民活動の担い手として期待される、学生、子育て世代、シニア世代などが、「活動を始めたい」「活動に参加したい」などと感じた時に、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザを中心に、その要望に応えるための情報を持ち提供できる場所を整備します。

#### 1-② 市民活動団体の広報・情報公開の支援

市民活動団体の信頼性を確保し共感する市民を増やすために、団体が自らの活動状況を積極的に公開できるよう、支援します。

### **1-③ 市民活動に対する寄付促進の支援**

市民活動に対する市民の共感を高め、市民活動団体に対する寄付が促進されるよう、寄付者に対する税制上の優遇措置の積極的周知や、団体・活動の広報などの支援を行います。

### **1-④ 市民活動への参加に対する評価の仕組みの整備**

市民の、市民活動に対する関心を高め、参加を促進するために、市民活動への参加について評価する仕組みについて、先進事例等の調査研究を行い、本市に合った仕組みを整備します。

#### **【施策目標】**

- ・自ら市民活動を担う市民が増えるとともに、市民活動団体の設立数が増加している。
- ・市民活動に対する認知が深まるとともに、信頼できる活動であるとして多くの市民により評価されている。
- ・多くの市民が市民活動に対する理解と関心を深めて、市民活動への参加や寄付が促進されている。



## **2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策**

---

市民活動団体の抱える主な課題として、会員の不足や高齢化などの人材に関する課題、財源及び活動場所が不足していること、及び役員等中核を担う人材の不足、広報や専門性向上の必要性などの運営上の課題が挙げられます。

市民活動の自立化・持続化を推進するためには、これらの課題を解決することが必要と考えます。

### **【基本施策】**

#### **2-① 市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備**

市民活動団体の組織基盤の強化を図り、活動の自立化・持続化を推し進めるための助成制度を整備します。

#### **2-② 持続的な活動を推進するための場の整備**

市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザをはじめ市内公共施設などにおいて、持続的な活動を支えるための場を整備します。

#### **2-③ 市民活動を担う人材の確保に向けた支援の拡充**

市民活動に参加する意欲を持った人と人材を必要とする市民活動団体とをつなぐため、広報等による支援や相談体制を拡充します。

#### **2-④ 市民活動を発展させるための相談・コンサルタント機能の整備**

団体が活動を発展させるための能力開発や育成に向けた相談・コンサルタント機能を整備します。

### **【施策目標】**

- ・市民活動に必要な人材や資金などの資源が拡充し、自立的で持続的な市民活動が数多く展開されている。
- ・市内において、市民活動団体が利用できる活動場所が増加している。

### **3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策**

---

市民活動団体が活躍する機会を拡充するためには、市民活動が必要とされる場面について検証し、そういう場面を増やす必要があります。

また、市民活動団体同士、あるいは企業・大学・行政等との連携によって、団体が持つ専門性などを活かす場面も増えることから、市民活動が主体となったマルチパートナーシップを推進することが重要となります。

#### **【基本施策】**

#### **3-① 市民活動団体と行政との協働の推進**

社会的問題・地域の課題の解決や市民ニーズへの対応を効果的に図ることを目的として、市民活動団体と行政が積極的に協働して課題解決に取り組むことを推進します。

#### **3-② 市民活動団体が活躍する場の拡充**

市民活動団体が得意とする分野において活躍する場や、活動の成果を市民に向け提供できる場の拡充を図ります。

#### **3-③ 市民活動団体や企業・大学・行政等多様な主体間の交流の推進**

市民活動団体や企業・大学・行政等の多様な主体間におけるマルチパートナーシップを推進するため、互いの組織等の違いを学ぶ機会や積極的に対話する機会の提供など、各主体間の交流を推進します。

#### **3-④ 中間支援組織間の連携の推進**

本市における市民活動の中間支援組織<sup>3</sup>である市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザと、他自治体における市民活動の中間支援組織、あるいは社会福祉協議会や商工会議所等、他分野の中間支援組織との連携を進め、市民活動団体の連携能力の向上を支援します。

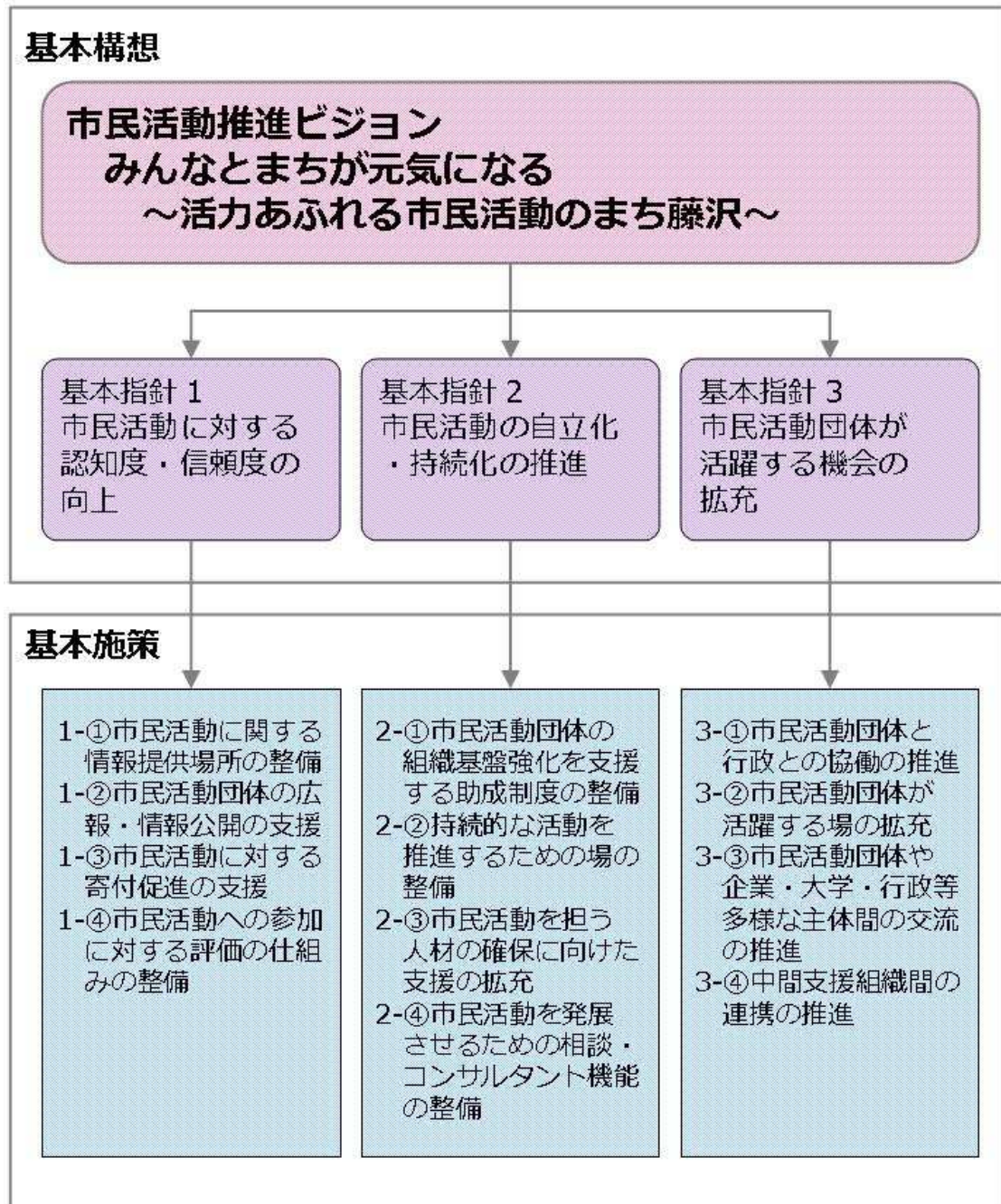
---

<sup>3</sup> 中間支援組織：対象となる分野で活動する団体等に対して、団体の運営等に対する支援や団体間のネットワーク化などの支援を行う組織です。

### **【施策目標】**

- ・ 市民活動団体が、行政事業をはじめ様々な事業活動に参入している。
- ・ 社会的問題や地域の課題に対して、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と、自治会・町内会、商店・企業、学校、行政などの多様な主体が協働して対処する土壌が醸成されている。

# 市民活動推進計画体系図



## 第6章 計画の進行管理と推進体制

### 1 計画の進行管理

本計画を実行することで、持続的な市民活動の推進を図るため、進行管理については、所管である市民自治推進課が行います。

まず、計画の中間年度である平成 28 年度に中間評価を実施し、必要に応じて平成 29 年度以降の計画の見直しを行います。

また、その結果を踏まえた後半 2 年度の事業展開を図ります。

次に、計画の最終年度である平成 30 年度に最終評価を実施して、その結果を踏まえて次期計画の策定を行います。

具体的な進め方としては、市民・市民活動団体の皆さんから、アンケート調査及びワークショップにて意見を聴取し、その結果を基に市民活動推進委員会で審議して、計画の実施に反映させていきます。

#### (1) 中間評価

- ①市民アンケート調査（平成 27 年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO 法人アンケート調査  
(平成 27 年度実施)
- ③市民ワークショップ（平成 28 年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成 28 年度実施）

#### (2) 最終評価

- ①市民アンケート調査（平成 29 年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO 法人アンケート調査  
(平成 29 年度実施)
- ③市民ワークショップ（平成 30 年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成 30 年度実施）

## 2 計画の推進体制

本市では、市民活動を推進するために、附属機関として藤沢市市民活動推進委員会を設置しています。また、市民活動を推進する拠点施設として、市民活動推進センター及び湘南台市民活動プラザを設置しています。

本計画に沿って市民活動を推進するにあたっては、市、市民活動推進委員会、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザの運営者が連携・協力して行っています。

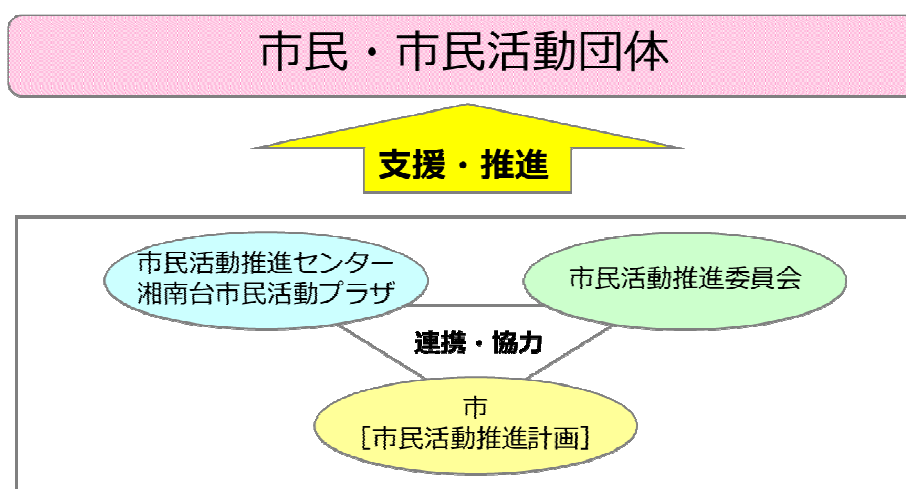
### (1) 藤沢市市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進条例第 11 条に基づいて設置された附属機関(審議会)で、学識経験者、市民活動を行う者、公募市民で構成され、市長の諮問に応じて、市民活動推進計画に関する事項、市民活動推進センターの運営に関する事項等について、調査審議します。

### (2) 市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザ

市民活動推進センターは、市民活動の自立化を支援することを目的とした、市民活動の推進拠点となる施設として、2001 年(平成 13 年)12 月に開設しました。

また、湘南台市民活動プラザは、本市北部地域における市民活動の活性化を推進する拠点施設として、2013 年(平成 25 年)10 月に開設しました。



# 資料編

1. 藤沢市市民活動推進条例	・・・ 28
2. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿	・・・ 34
3. 計画策定の経緯	・・・ 35
4. 計画策定に係る各種調査結果	・・・ 36
(1) 藤沢市NPO法人活動実態調査2012	・・・ 36
(2) 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査	・・・ 56
(3) 第27回NPO交流サロン 「藤沢の市民活動を考える！」ワークショップ	・・・ 67
(4) パブリックコメント（市民意見公募）実施結果	・・・ 73

# 1. 藤沢市市民活動推進条例

平成13年9月27日

条例第8号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合つて、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待される場所である。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなつている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によつて行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動推進センターを設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

## (基本理念)

第3条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるもの



とする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、第3条の基本理念にのっとり、活動を行うとともに、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民活動推進計画)

第7条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針

(2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 活動の場所の整備に関すること。

(2) 情報の収集及び提供に関すること。

(3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。

(4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

第9条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み3人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。

3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。

4 市長は、第2項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

(書類等の公開)

第10条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、この市に、藤沢市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 藤沢市市民活動推進センターの運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項  
(平成16条例19・一部改正)

(委員)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民活動推進センターの設置)

第13条 市民活動の推進に資するため、この市に、市民活動推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第14条 市民活動推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢1,031番地

(休館日)

第15条 藤沢市市民活動推進センター(以下「推進センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
に当たるときは、その翌日)
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(第25条に規定する市長が指定するものをいう。次条及び第20条から第22条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(平成16条例19・追加)

(供用時間)

第16条 推進センターの供用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に、供用時間を変更することができる。

(平成16条例19・追加)

(事業)

第17条 市長は、推進センターにおいて、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
- (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
- (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(平成16条例19・旧第15条繰下・一部改正)

(推進センターの利用)

第18条 推進センターの施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進センターの施設又は設備を利用させないことができる。
- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

(平成16条例19・旧第16条繰下)

(特定施設等の使用の許可)

第19条 推進センターの施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

(平成16条例19・旧第17条繰下・一部改正, 平成22条例27・一部改正)

(利用料金)

第20条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認

を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平成16条例19・追加, 平成22条例27・一部改正)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成16条例19・追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第22条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平成16条例19・旧第19条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第23条 特定施設等使用者は、使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平成16条例19・旧第20条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第24条 市長は、特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(平成16条例19・旧第21条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第25条 推進センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成16条例19・追加)

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務

(2) 推進センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 第17条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、推進センターの運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(平成16条例19・追加)

(指定管理者の指定等)

第27条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(平成16条例19・追加)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平成16条例19・旧第23条繰下・一部改正)

#### 附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第13条から第22条までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年11月規則第19号により同年12月15日から施行)

#### 附 則(平成16年条例第19号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第23条を第28条とし、同条の前に3条を加える改正規定(第27条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

#### 附 則(平成22年条例第27号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市市民活動推進センターの特定施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の藤沢市市民活動推進条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 別表(第19条、第20条関係)

(平成16条例19・全改、平成22条例27・一部改正)

##### 1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室A	1時間当たり	150円
会議室B	1時間当たり	140円

##### 2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1個につき1月当たり	400円
ロッカー(小)	1個につき1月当たり	200円

## 2. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿

(敬称略 五十音順)

区 分	氏 名	選出区分 所属機関（団体）名
委員長	椎野 修平	学識経験者 特定非営利活動法人 日本NPOセンター
副委員長	中島 智人	学識経験者 産業能率大学経営学部
委 員	木島 正	公募委員
	坂本 文武	学識経験者 立教大学 21世紀社会デザイン研究科
	酒本 康雄	公募委員
	高橋 正宏	企業関係者 藤沢商工会議所
	田中 亜希子	公募委員
	手塚 明美	市民活動関係者 藤沢市市民活動推進センター
	堀 千鶴	市民活動関係者 特定非営利活動法人 暮らし・環境・再生ネットワーク
	三觜 隆嗣	企業関係者 藤沢青年会議所
	梁川 等	市民活動関係者 湘南大庭地区民生委員児童委員協議会
	鷺尾 公子	市民活動関係者 特定非営利活動法人 ぐるーぷ藤

### 3. 計画策定の経緯

年	月	市民活動推進委員会	意見公聴等
2012	8		○藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012
	9		
	10		
	11		
	12		
2013	1		○市民活動推進センター登録団体アンケート調査
	2		
	3		
	4	○平成 25 年度第 1 回委員会 ・計画改定に係る諮問	
	5		
	6	○第 1 回起草部会 ○平成 25 年度第 4 回委員会 ・計画改定に係る答申案審議	
	7		○第 27 回 NPO 交流サロン ・市民ワークショップ
	8	○第 2 回・第 3 回起草部会 ○平成 25 年度第 5 回委員会 ・計画改定に係る答申案審議	
	9		
	10	○平成 25 年度第 6 回委員会 ・計画改定に係る答申	
	11	計画改定素案の策定	
	○平成 25 年度第 7 回委員会 ・計画改定素案に係る審議	○パブリックコメント（市民意見公募）	
12		○12 月市議会定例会 ・計画改定素案の中間報告	
2014	1	○平成 25 年度第 8 回委員会 ・計画改定案に係る審議	
	2	計 画 の 改 定	
			○2 月市議会定例会 ・計画改定案の最終報告
	3		

## 4. 計画策定に係る各種調査結果

### (1) 藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012

#### 1 調査概要

##### (1) 調査の趣旨

平成 24 年度から、個人市民税の寄附金税額控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO 法人）を条例で指定する制度を開始し、平成 25 年度から、神奈川県から権限移譲を受けて、NPO 法人の設立認証等の事務を開始するにあたって、本市に所在する NPO 法人の活動等の実態を調査し、NPO 法人と行政との協働による市民サービスの向上を図るため、調査を実施した。

##### (2) 調査名 藤沢市 NPO 法人実態調査 2012

##### (3) 実施期間 2012 年（平成 24 年）7 月 31 日～8 月 24 日

##### (4) 調査対象 2012 年（平成 24 年）7 月 1 日時点で本市に事務所を有する NPO 法人

藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人	162 法人
従たる事務所を有する NPO 法人	34 法人
合 計	196 法人

##### (5) 実施主体 藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

##### (6) 調査内容 活動実態調査、協働事業（活動）実態調査

##### (7) 調査方法 上記の調査対象法人に、調査票を郵送した。返送方法は、返信用封筒に封入して、郵送、来庁時に直接提出のいずれか。

##### (8) 回収率 回答数 81 法人 回収率 41.3%

藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 79 法人（回収率 48.8%）

従たる事務所を有する NPO 法人 2 法人（回収率 5.8%）

##### (9) 調査の項目

- ・法人の設立、活動
- ・メンバー・組織
- ・活動場所
- ・収支・財源
- ・寄附
- ・情報の受発信
- ・所轄庁への書類提出等
- ・他団体との連携・協働
- ・藤沢市との連携・協働



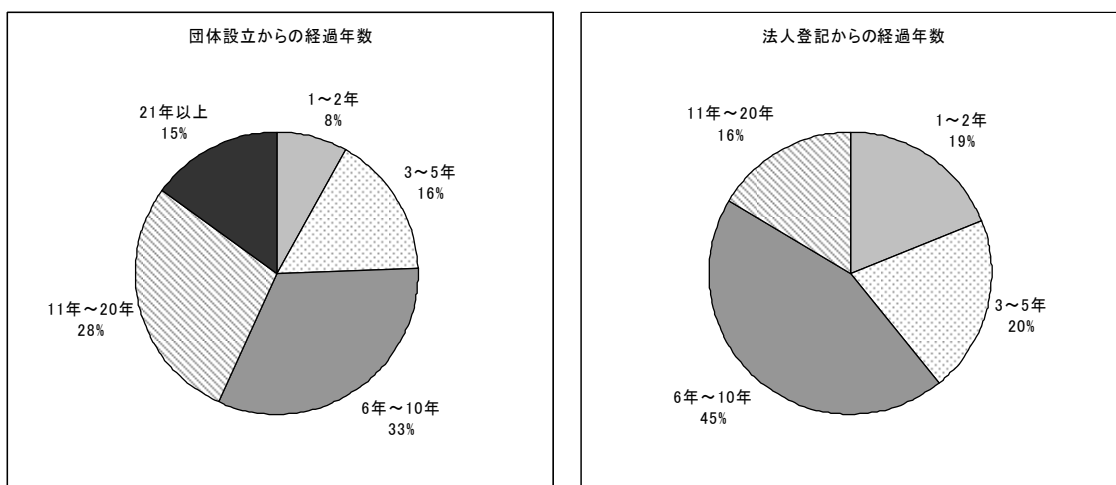
## 2 調査結果

### (1) 法人の設立に関して

問 1-1 団体の設立及び法人としての登記時期について伺います。

(任意)団体として設立してから6年以上経過している法人が全体の76%を占めており、息の長い市民活動が展開されているといえる。

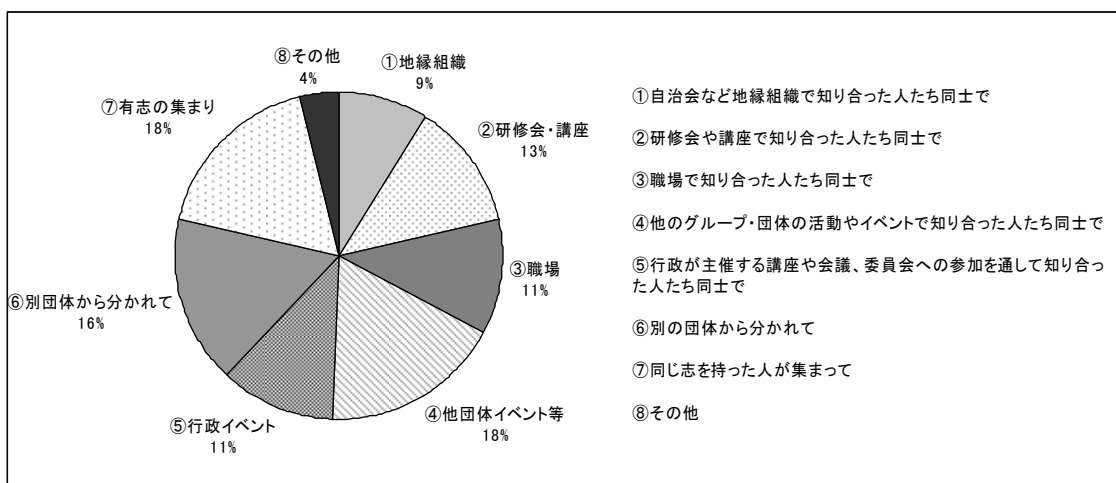
また、1996年(平成8年)に特定非営利活動促進法が施行されてから調査時点で16年経過し、本市に所在する法人は年々着実に増えているが、今回の調査でもその傾向が現れている。



問 1-2 貴法人が設立したきっかけは何ですか。(一つだけ選択可)

法人設立のきっかけとしては、「同じ志を持った人が集まって」と「他のグループ・法人の活動やイベントで知り合った人たち同士で」という回答がそれぞれ18%と最も多く、続いて「別法人から分かれて」という回答が16%となっている。

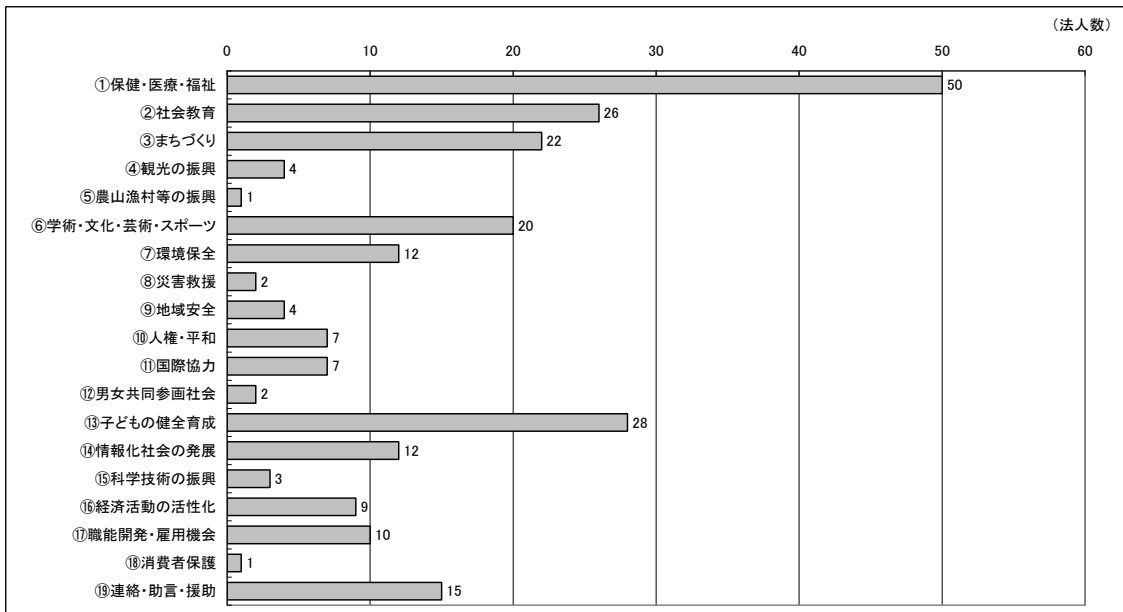
このことから、法人設立をする上で、仲間同士で活動目的・ミッションを共有することが重要であるといえる。



## (2) 活動に関して

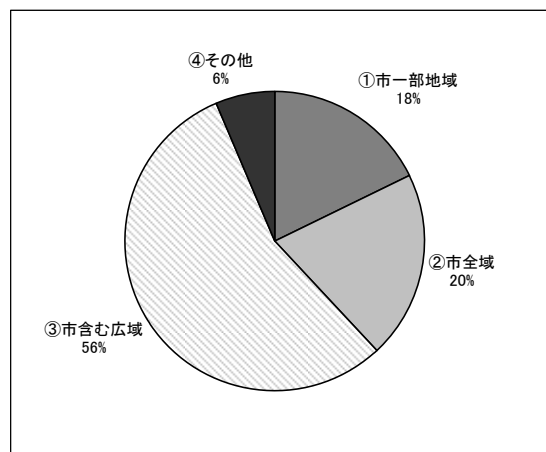
問 2-1 特定非営利活動の分野（定款第 4 条に記載されている活動の分野）を伺います。（いくつでも選択可）

活動分野別に見ると、法人数が多い分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」をするのが全体の 50 法人、「子どもの健全育成を図る活動」をするのが 28 法人、「社会教育の推進を図る活動」をする法人が 26 法人、「まちづくりの推進を図る活動」をするのが 22 法人、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」をするのが 20 法人であった。



問 2-2 貴法人の主な活動対象地域について伺います。（一つだけ選択可）

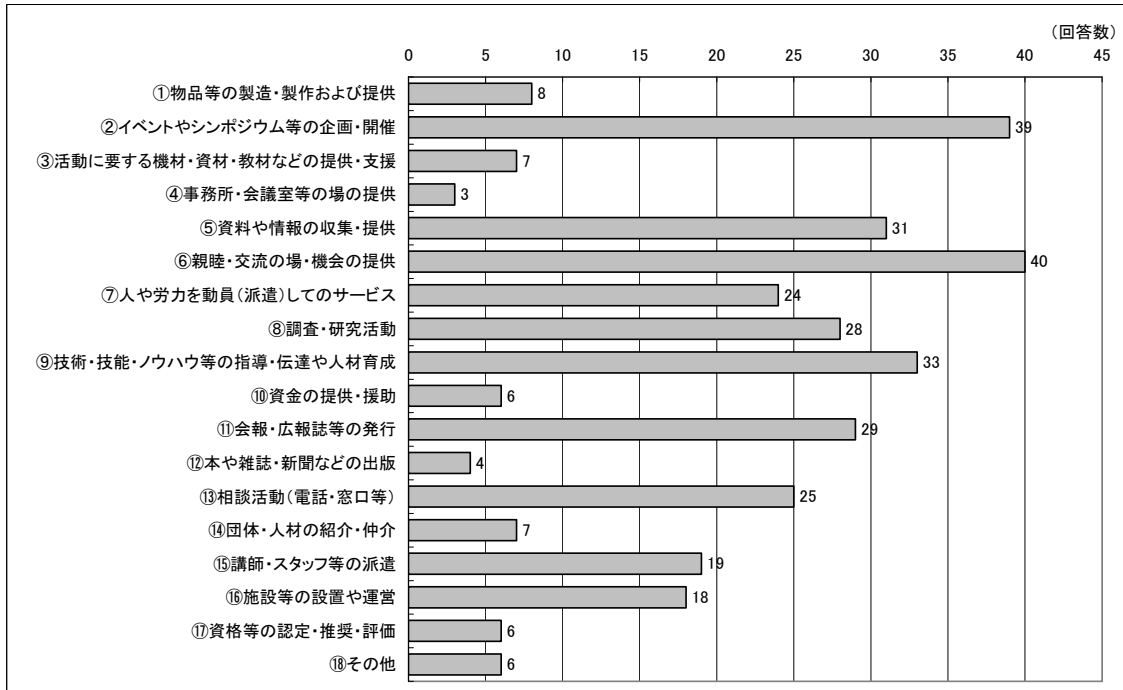
「市全域」「市内の一部地域」で活動するとの回答は 38%であったのに対し、「本市を含む広域」で活動するとの回答は 56%であり、本市を主な拠点としながらも、外に向けた活動をしている法人が多く、中には全国的な展開をしているとの回答や、海外に向けた活動をしているとの回答もあった。



問 2-3 貴法人が継続的に行っている活動は何ですか。(いくつでも選択可)

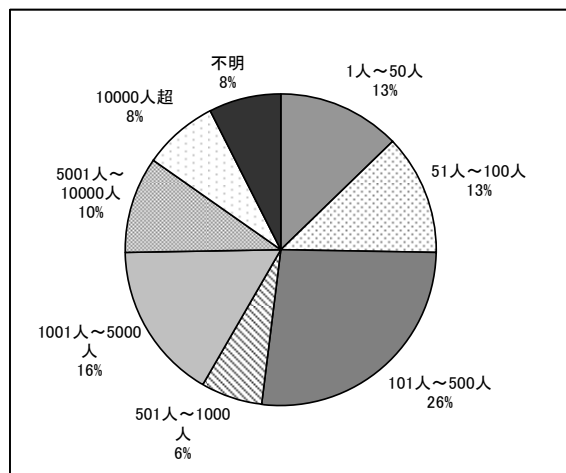
継続的に行う活動としては、「親睦・交流の場及び機会の提供」が40件、「イベントやシンポジウム等の企画・開催」が39件と、集客企画の開催をしている回答が最も多かった。

また、「技術・技能・ノウハウ等の指導・伝達や人材育成」が33件、「資料や情報の収集・提供」が31件となっており、専門性の高い活動をしている法人も多いと思われる。



問 2-4 上記の活動について、サービス受益者となる一般市民の数(延べ人数)をお教えてください。

法人の規模や活動内容にも影響されると思われるが、1000人を超えるサービス受益者がいるとの回答が全体の3割を超えており、市民サービスの提供者として一定の役割を果たしているといえる。



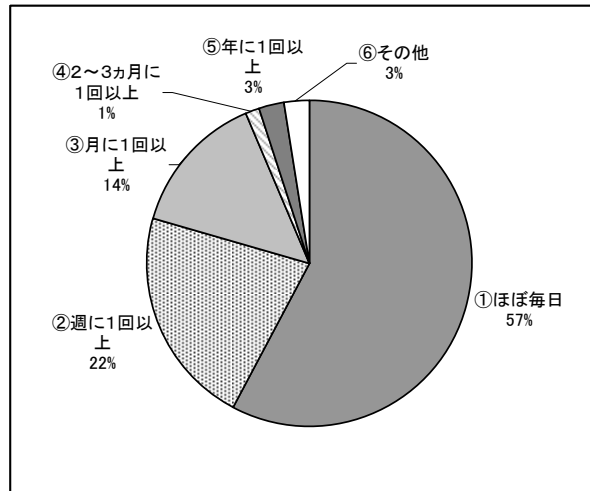
問 2-5 貴法人の活動において提供するサービスのうち、得意な順に順位付けをしてください。

「専門技術の提供」「専門知識の提供・人材育成・講師等派遣」を得意とする回答が多く、問 2-3 の回答結果と合わせて見ても、専門性の高い活動を行っている法人が多いと思われる。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位
①専門技術の提供	35	3	6	-	3	1	1	4	-
②美術工芸品の製作、提供	1	-	-	-	-	-	1	3	10
③専門知識の提供、人材育成、講師等派遣	15	23	8	8	2	2	1	-	-
④ボランティア等、人員の派遣	6	9	5	3	2	4	4	2	-
⑤団体間ネットワーク	-	4	7	7	6	3	2	1	-
⑥イベント企画、運営	8	16	10	4	3	3	1	-	-
⑦情報収集・調査分析	-	4	9	5	10	2	3	2	-
⑧情報発信機能	9	10	4	6	1	4	1	-	-
⑨コミュニティスペースの提供	3	3	5	2	2	2	1	2	4

問 2-6 貴法人の活動の頻度はどのくらいですか。(一つだけ選択可)

「ほぼ毎日」活動しているとの回答が 57%、「週に 1 回以上」との回答が 22% と、活動頻度が高い法人が多かった。

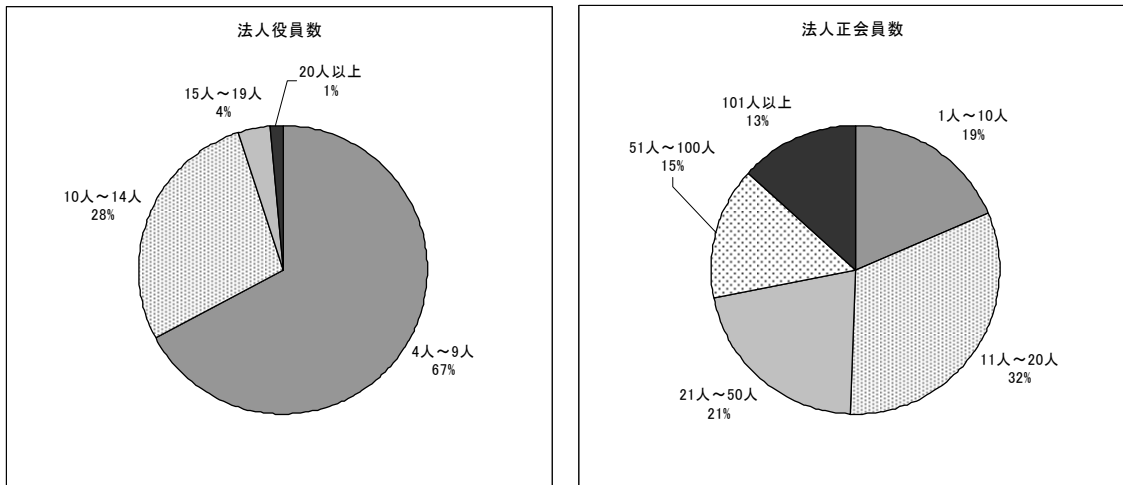


### (3) メンバー・組織について

#### 問 3-1 貴法人にかかわる構成員について伺います。

特定非営利活動促進法に定められている役員の数要件は4人以上（理事3人以上、監事1人以上）となっているが、本調査では役員数が「4人～9人」という回答が67%という結果となった。

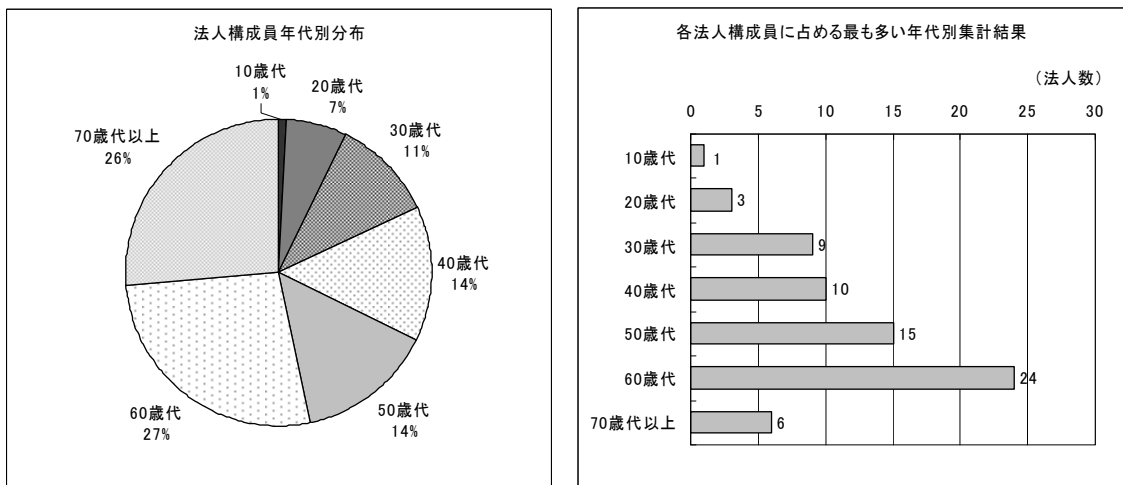
また、正会員数については、20人以下が51%、51人以上は28%と、活動の種類等によるものと思われるが、法人の規模については多様であることがわかった。



#### 問 3-2 貴法人の構成員（役員・正会員・その他の会員）の年齢別人数を伺います。

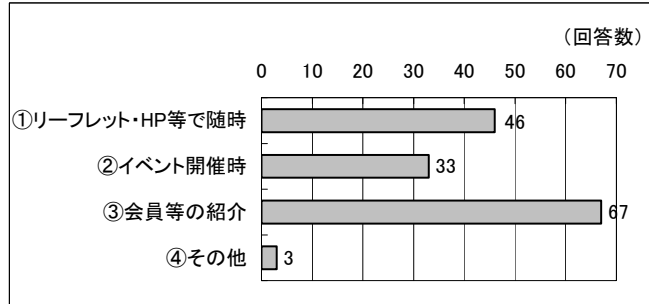
回答のあった法人の構成員全てを年代別に見ると、60歳代が27%、70歳代以上が26%と、シニア世代で半数以上を占めており、市民活動の重要な担い手となっている。

また、各法人別に構成員に占める最も多い年代を抽出して集計した結果では、60歳代が最も多いとの回答が24法人、続いて50歳代が最も多いとの回答が15法人であった。



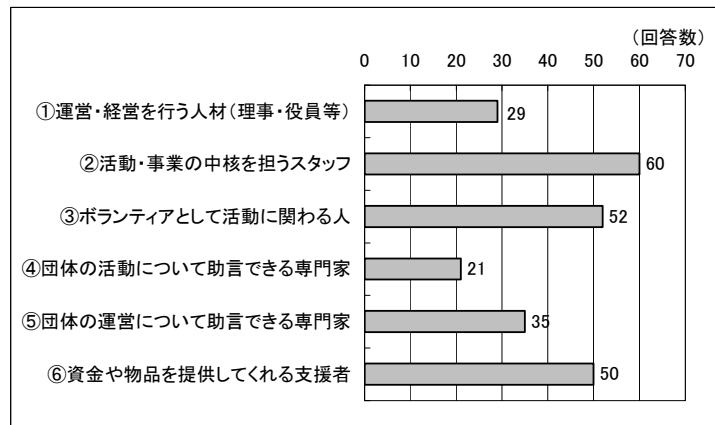
問 3-3 貴法人の構成員（正会員・その他の会員）はどのように募集していますか。（いくつでも選択可）

構成員・メンバーの募集に関しては、「会員等の紹介による」との回答が 67 件と最も多く、続いて「リーフレット・ホームページ等で随時募集する」との回答が 46 件であった。



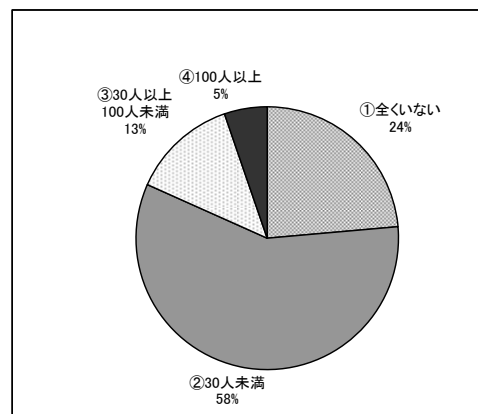
問 3-4 貴法人で必要としているのはどのような人材ですか。（いくつでも選択可）

人材として必要としているのは「活動・事業の中核を担うスタッフ」という回答が 60 件、「ボランティアとして活動に関わる人」が 52 件と、活動・事業の担い手を必要とする法人が多かった。



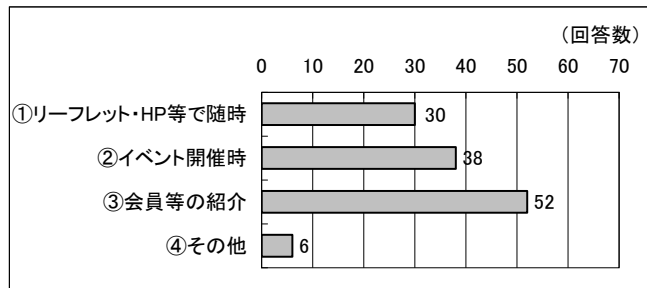
問 3-5 ボランティアの受け入れはどのような状況ですか。（一つだけ選択可）

ボランティアの受け入れ状況については、「30人未満」が 58%と最も多く、受け入れていると回答した法人は全体の 76%であり、問 3-4 の結果と合わせて見ても、NPO 法人が活動する上で、ボランティアの必要性は高いといえる。



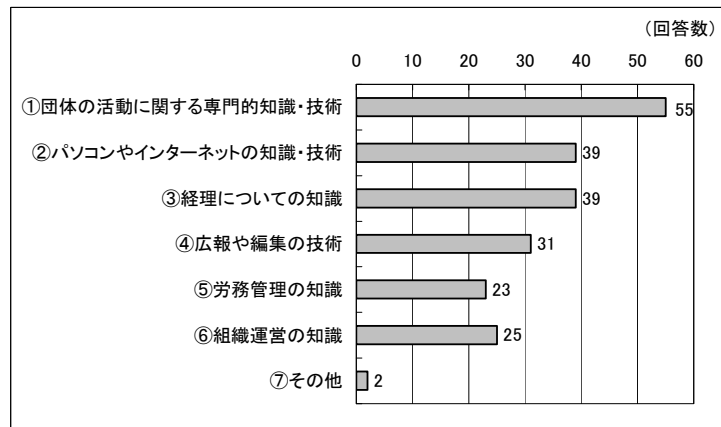
問 3-6 ボランティアはどのように募集していますか。(いくつでも選択可)

ボランティアの募集については、問 3-3 会員等の募集と同様、「会員等の紹介による」ものが 52 件と最も多かったが、続いて多かった回答は、「イベント開催時」の 38 件であった。



問 3-7 貴法人では活動や運営上、どのような専門的知識・技術を必要としていますか。(いくつでも選択可)

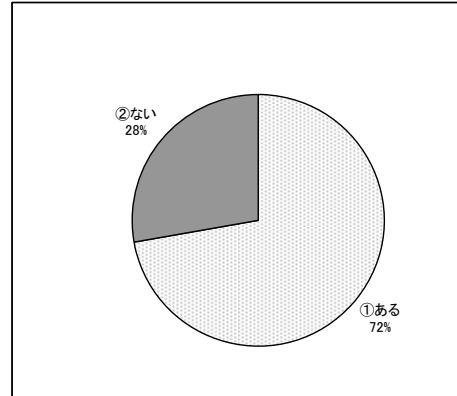
法人が求めている専門的知識・技術については、「法人の活動に関する専門的知識・技術」が 55 件と最も多く、続いて「パソコンやインターネットの知識・技術」と「経理についての知識」がそれぞれ 39 件であった。



#### (4) 活動場所について

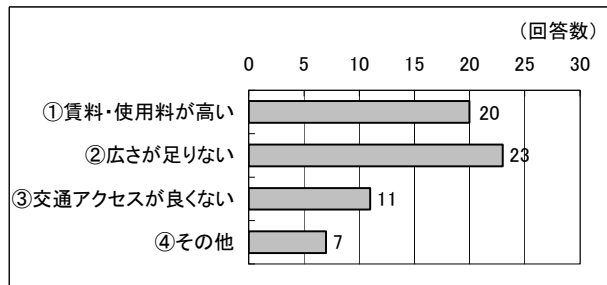
問 4-1 貴法人は法人の専有事務所や専用スペースを持っていますか。

法人としての専有事務所や専用スペースを持っている法人は、全体の 72%であった。



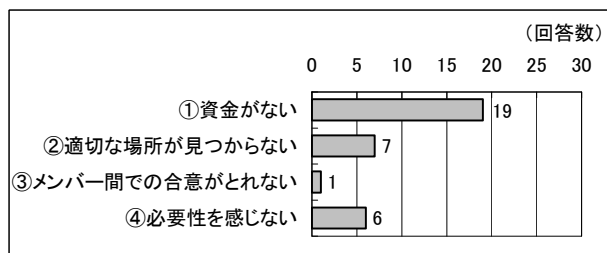
問 4-1-1 専有事務所や専用スペースについて困っていることはありますか。(いくつでも選択可)

専有事務所や専用スペースに関する問題としては、「広さが足りない」との回答が 23 件、「賃料・使用料が高い」が 20 件と資金面での問題が大きいと思われる。



問 4-1-2 専有事務所や専用スペースを持たない理由は何ですか。(いくつでも選択可)

問 4-1 で専有事務所等を持たないと回答した法人について、持たない理由としては、「資金がない」との回答が 19 件と最も多く、やはり活動場所に関しては資金面の問題が大きいと思われる。



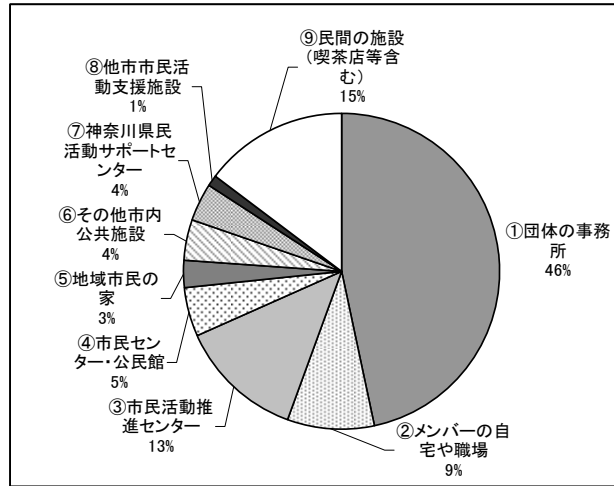


問 4-2 貴法人が活動や打ち合わせに一番多く利用する場所はどこですか。(一つだけ選択可)

活動や打ち合わせに一番多く利用する場所としては、「法人の事務所」が46%と問 4-1 で専有事務所等を持つとの回答72%に比べて低い結果となった。

一方で、市内の公共施設としては、市民活動推進センターの13%を筆頭に、全体で25%であった。

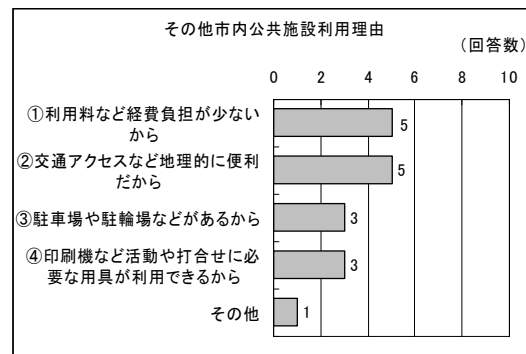
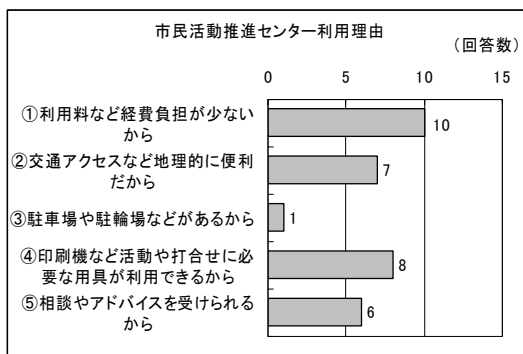
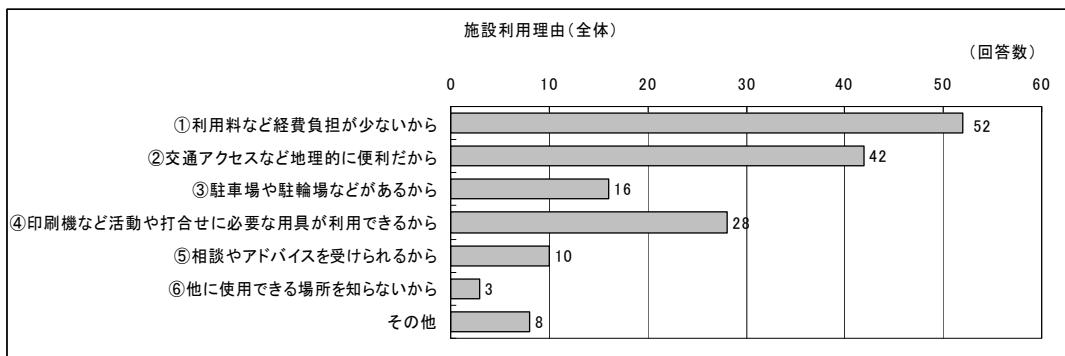
また、民間の施設（喫茶店等含む）という回答は15%あり、軽食等を取りながら軽い打合せ等に利用していると思われる。



問 4-3 その場所を利用している理由は何ですか。(いくつでも選択可)

問 4-2 で回答した施設を利用している理由として多い順に見ると、「利用料など経費負担が少ないから」という回答が52件、「交通アクセスなど地理的に便利だから」が42件、「印刷機など活動や打合せに必要な用具が利用できるから」が28件となっている。

施設別に見ると、市民活動推進センターの利用理由としては「経費負担が少ない」の次に「必要な用具が利用できる」であるのに対し、その他の市内公共施設の利用理由としては、「経費負担が少ない」「地理的に便利だから」が最も多い結果となった。

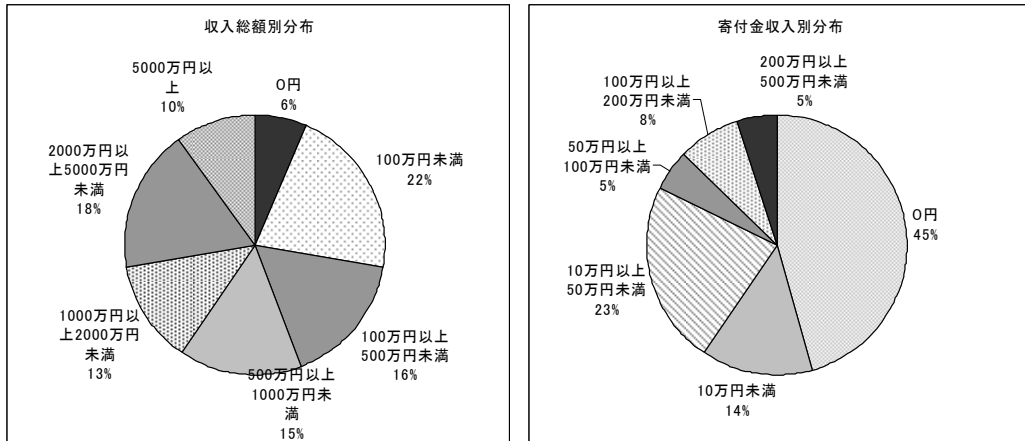


**(5) 収支・財源について**

問 5-1 貴法人の年間収入（平成 23 年度）の内訳を教えてください。（百円の位を四捨五入して千円単位で回答）

法人の年間収入総額を見ると、1000 万円以上の収入を得る法人は、全体の 41%であり、施設の運営や積極的な事業を実施している法人が多かった。

また、収入内訳のうち、寄付金収入を見ると、0 円と回答した法人が 45%であった。

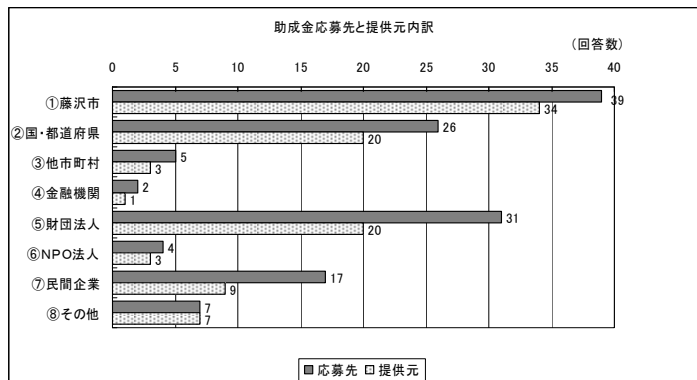
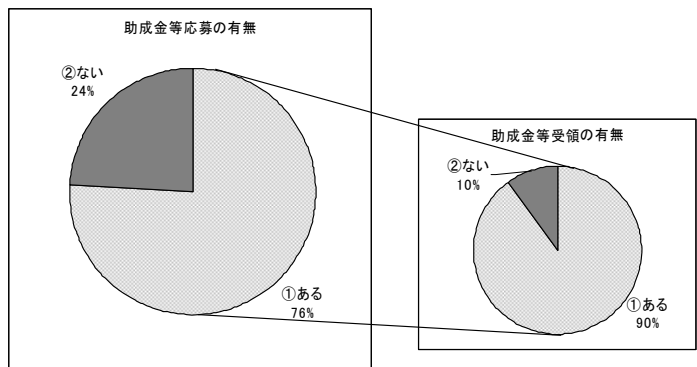


問 5-2 助成金・補助金・委託事業等に応募した経験はありますか。（一つだけ選択可）  
 問 5-2-1 応募先はどこですか。（いくつでも選択可）  
 問 5-3 助成金や補助金、委託事業等を受けた経験（現在受けているものも含む）がありますか。（一つだけ選択可）  
 問 5-3-1 助成金等の提供元はどこですか（いくつでも選択可）

助成金等の応募経験については、76%の法人が「ある」と回答し、そのうち 90%の法人は実際に助成金等を受けている。

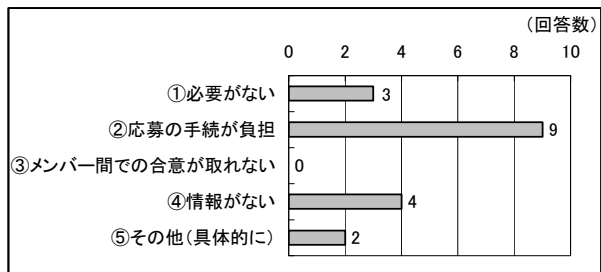
助成金等の応募先では、本市が 39 件と最も多く、続いて財団法人の 31 件、国・都道府県の 26 件、民間企業の 17 件となっている。

そのうち、実際に助成金等を受けたのは、本市からが 34 件、国・都道府県、財団法人からがそれぞれ 20 件ずつ、民間企業からが 9 件となっており、市や国・都道府県に比較して、財団法人や民間企業の助成金等を受けることの難易度が高いと思われる。



問 5-2-2 助成金・補助金・委託事業等に応募していない理由は何ですか。(いくつでも選択可)

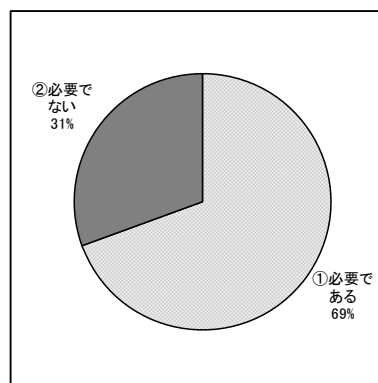
また、助成金等に応募していない理由としては、「応募の手続が負担に感じる」が9件と最も多かった。



問 5-4 助成金等の応募にあたって、支援機関等によるアドバイスは必要ですか。(一つだけ選択可)

助成金等の応募にあたってアドバイスについて、69%の法人が「必要である」との回答であった。

問 5-2-2 で「応募の手続が負担に感じる」との回答が多かったことと合わせて見ると、助成金等の応募に関して、書類作成等の相談・支援体制が必要と思われる。



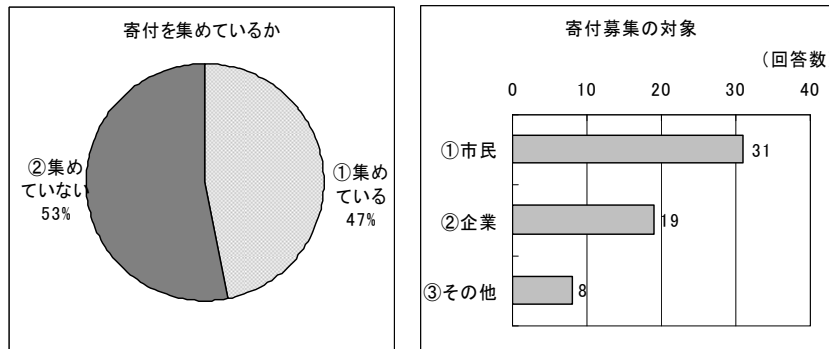
## (6) 寄付について

問 6-1 寄付を法人の財源として集めていますか。(一つだけ選択可)

問 6-1-1 寄付募集の対象を教えてください。(いくつでも選択可)

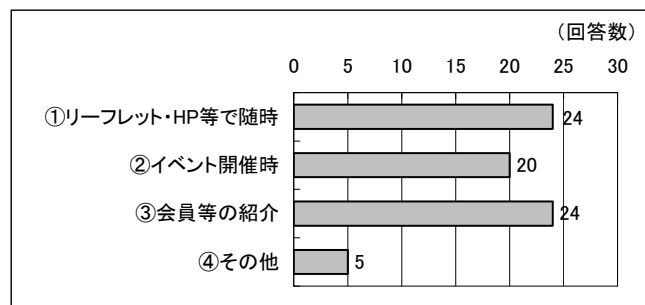
法人の財源として、寄付を集めていると回答したのは47%であった。

寄付募集の対象としては、「市民」が31件、「企業」が19件との回答であり、NPO法人が活動をするあたっては、広く市民から支援される環境が必要と思われる。



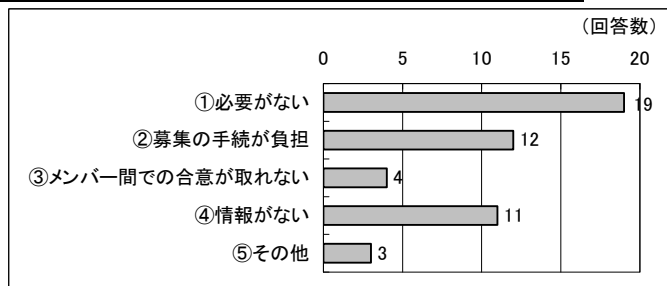
問 6-1-2 どのような方法で寄付を募集していますか。(いくつでも選択可)

寄付の募集方法としては、「リーフレット・ホームページ等で随時募集」と「会員等による紹介」がそれぞれ24件の回答であった。



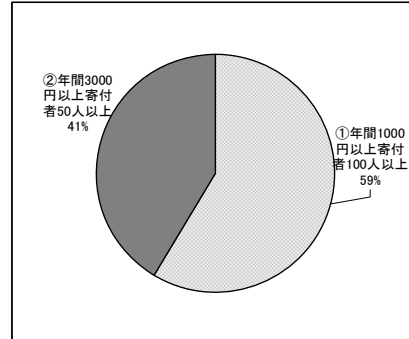
問 6-1-3 寄付を集めていない理由があれば記載ください。(いくつでも選択可)

寄付を集めていない法人の理由としては、「集める必要がない」との回答が19件であった。



問 6-2 もし、市民から寄付を集めるとすれば、どちらの目標が現実的でしょうか。(一つだけ選択可)

NPO 法人に対する寄付を促進するために、個人市民税における寄附金税額対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を市の条例で指定する制度を構築するにあたって参考とするために聞いた質問であるが、市民から寄付を集めるとして、「年間 1000 円以上寄付してくれる寄付者を 100 人以上」募る方が「年間 3000 円以上寄付してくれる寄付者を 50 人以上」募るよりも現実的との回答が 59%であった。

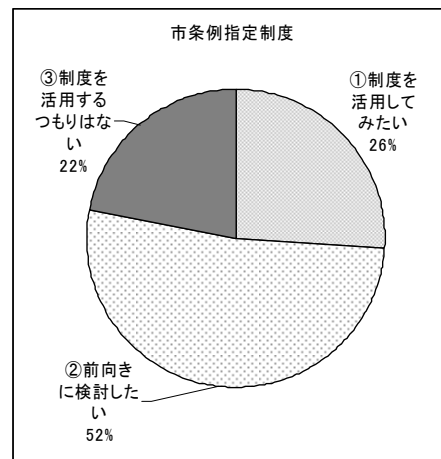
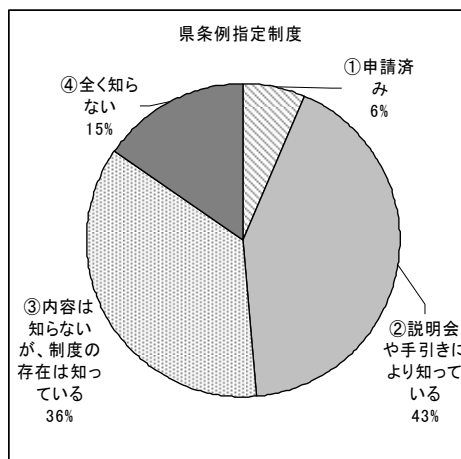


問 6-3 神奈川県では、個人県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を条例で指定する制度を始めていますが、その制度についてどの程度知っていますか。(一つだけ選択可)

問 6-4 本市でも、個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を条例で指定する制度を始める予定ですが、そのことについてはどう思いますか。(一つだけ選択可)

個人市県民税における寄附金税額対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を県・市町村の条例で指定する制度については、神奈川県では 2012 年（平成 24 年）2 月から、本市では同年 9 月から実施している。

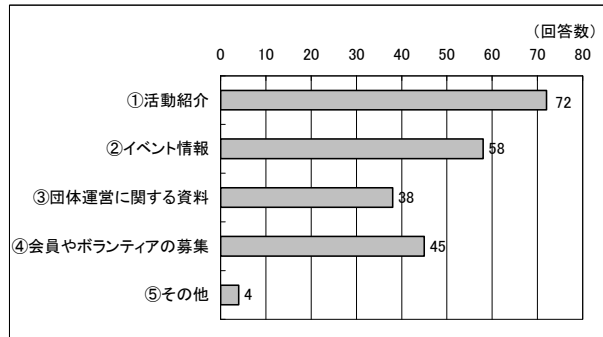
県の条例指定制度について、「申請済み」「説明会・手引きにより知っている」「制度の存在は知っている」を合わせると 85%と認知度が高く、市条例指定制度についても、「制度を活用してみたい」「前向きに検討したい」を合わせると 78%と高かった。



## (7) 情報の受発信について

問 7-1 貴法人は法人に関するどのような情報を発信していますか。(いくつでも選択可)

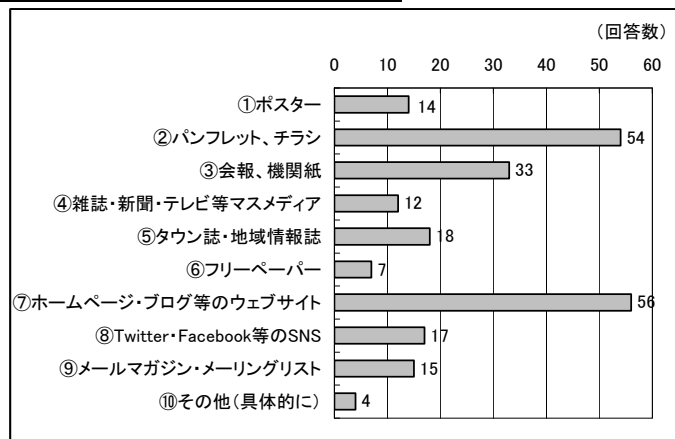
法人の情報発信内容のうち多いものとしては、「活動紹介」が 72 件、「イベント情報」が 58 件となっている。



問 7-2 どのような手段を使用していますか。(いくつでも選択可)

情報発信の手段としては、多い順に「ホームページ・ブログ等のウェブサイト」が 56 件、「パンフレット・チラシ」が 54 件となっている。

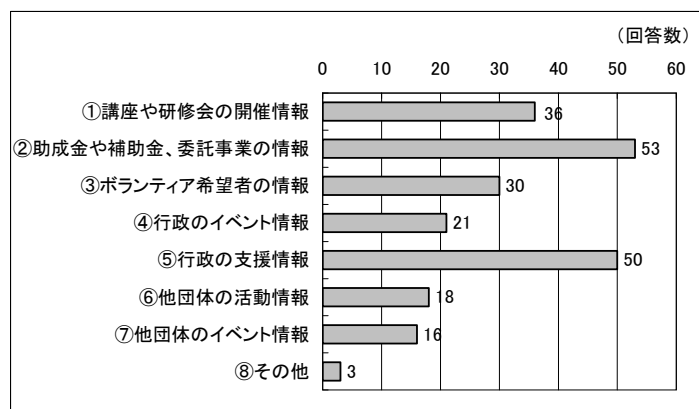
ホームページ・ブログ等の利用が多い一方で、近年支援者開拓に有効な手段と言われる twitter (ツイッター) や Facebook (フェイスブック) 等のソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の活用は 17 件にとどまっている。



問 7-3 貴法人が活動する上で必要とする情報は何か。(いくつでも選択可)

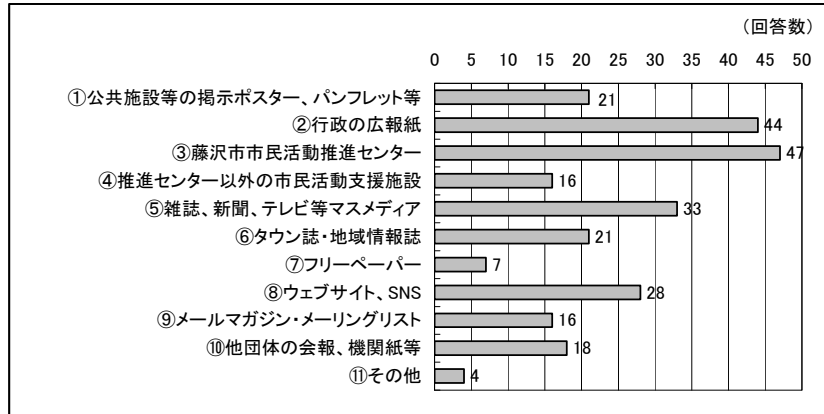
法人が活動する上で必要とする情報としては、「助成金・補助金・委託事業の情報」が 53 件、「行政の支援情報」が 50 件、「行政のイベント情報」が 21 件と、公共系の情報に対するニーズが高いといえる。

また、「講座や研修会の開催情報」が 36 件、「ボランティア希望者の情報」が 30 件と、団体運営に関する情報に対してもニーズがあるといえる。



問 7-4 貴法人は活動に必要な情報をどこから得ていますか。(いくつでも選択可)

情報収集の手段としては、「市民活動推進センター」が 47 件、「行政の広報紙」が 44 件との回答であり、問 7-3 で公共系の情報に対するニーズが高いことと合わせて、公共の情報媒体が重要な情報源となっているといえる。



(8) 所轄庁への書類提出等について

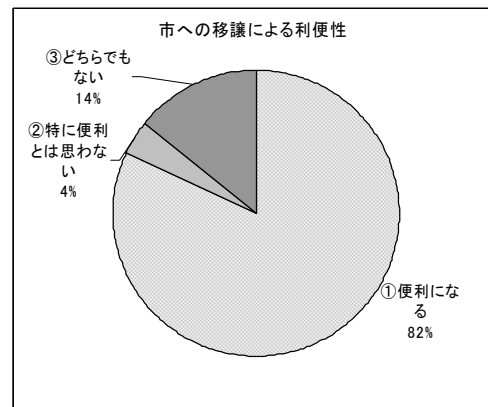
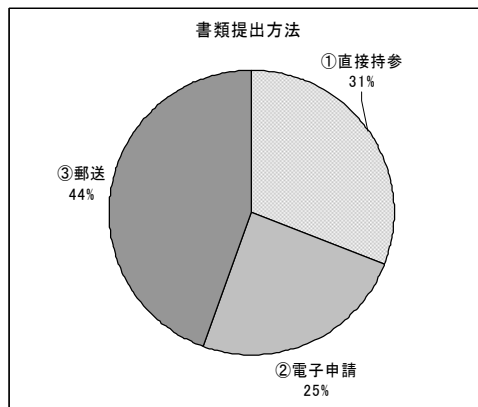
問 8-1 所轄庁への年次報告の方法を伺います。(一つだけ選択可)

問 8-2 現在、藤沢市に主たる事務所を持つ NPO 法人の設立認証や年次報告等の手続きを本市で行うことができるよう準備を進めているところですが、そのことについてどのように思いますか。(一つだけ選択可)

問 8-1 及び問 8-2 は、2013 年(平成 25 年)4 月から、神奈川県から権限移譲を受けて、藤沢市のみならず事務所を持つ NPO 法人に関する事務を本市で行うこととなったため設けた質問である。

法人の事業報告書等の提出に関して、所轄庁(調査時点では神奈川県)への提出方法で最も多かったのは郵送での提出で 44%であった。

また、本市で NPO 法人に関する事務手続きができることによって、便利になるとの回答は 82%であった。



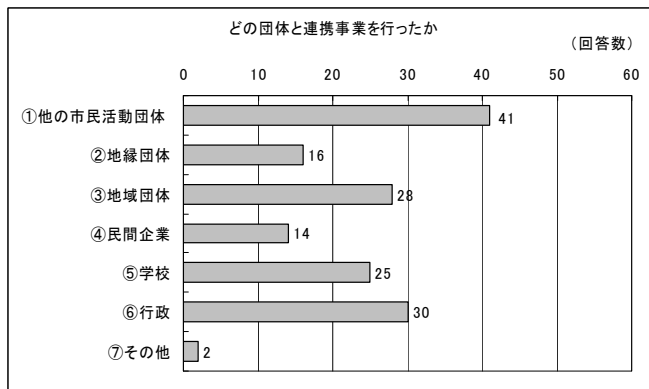
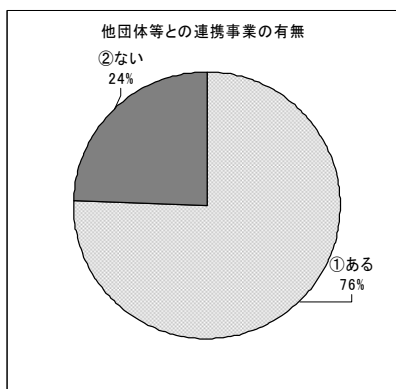
## (9) 他団体との連携・協働について

問 9-1 貴法人は他の市民活動団体・地縁組織・地域法人・民間企業・学校・行政等、他団体と連携して事業を行なったことがありますか。(一つだけ選択可)

問 9-1-1 連携の相手方はどこですか。(いくつでも選択可)

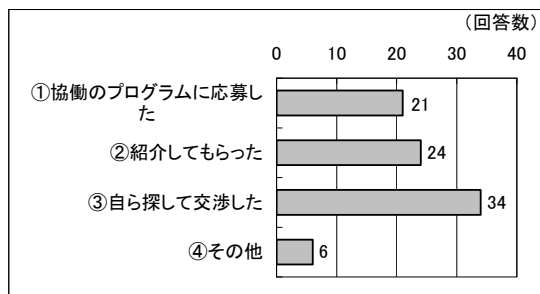
他の法人等と連携して事業を行なったことがあるとの回答は76%であった。

また、その連携の相手としては、「他の市民活動団体」が41件、「行政」が30件、「地域法人（商店街、地区単位の防犯・福祉法人等）」が28件、「学校」が25件、「地縁団体（自治会・町内会、子ども会等）」が16件であった。



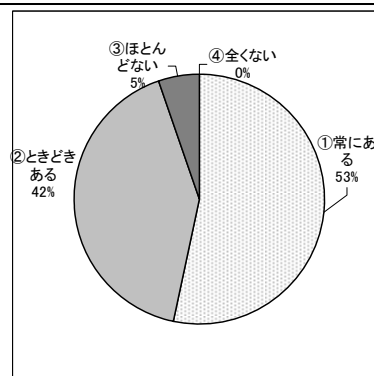
問 9-1-2 どのようにして連携の相手方を見つけましたか。(いくつでも選択可)

連携の相手方を見つける方法としては、「自ら探して交渉した」が34件、「紹介してもらった」が24件となっている。



問 9-2 活動を行う中で他団体（他の市民活動団体、自治会・町内会などの地縁組織、学校、民間企業、行政他）との連携の必要性を感じたことがありますか。(一つだけ選択可)

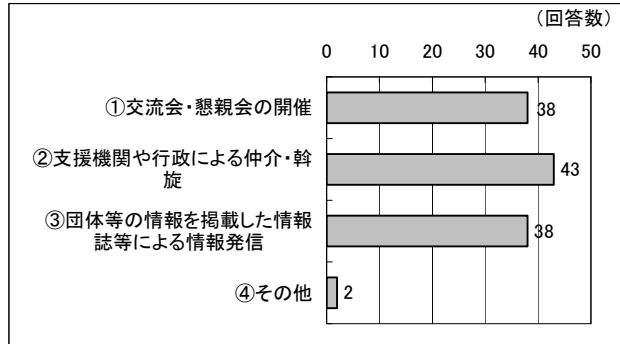
他団体との連携の必要性については、「常にある」「ときどきある」を合わせると全体の95%を占めている。





問 9-3 他団体（他の市民活動団体、自治会・町内会などの地縁組織、学校、民間企業、行政他）との連携を行うにあたって、どのようなきっかけ作りが有効だと思いますか。（いくつでも選択可）

他団体との連携を行うにあたっての有効なきっかけ作りとしては、「市民活動推進センター等の支援機関や行政による仲介・斡旋」が43件、「交流会・懇親会の開催」と「法人等の情報を掲載した情報誌等による情報発信」がそれぞれ38件であった。



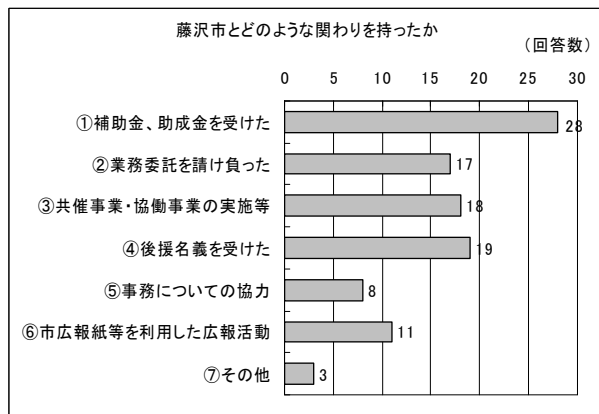
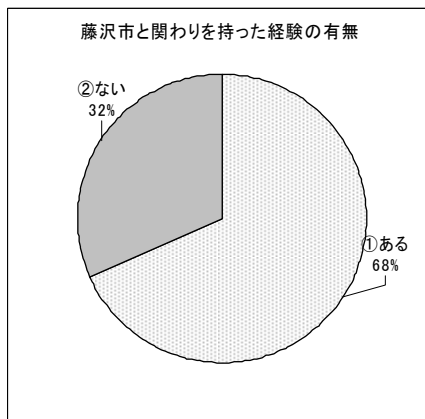
問 9-2 で 95% の NPO 法人が他団体との連携の必要性があるとの回答結果

と合わせて見ると、コーディネート機能の充実、交流会等の実施、情報誌等の作成の3つを組み合わせた施策が有効であると思われる。

## (10) 藤沢市との連携・協働について

問 10-1 貴法人は、「行政としての藤沢市」との関わりがありますか。（一つだけ選択可）  
問 10-1-1 貴法人が経験した関わり方を全て選択してください。（いくつでも選択可）

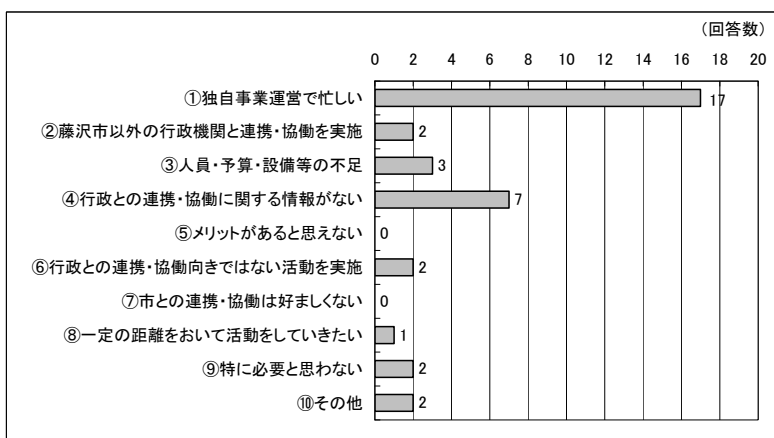
藤沢市と何らかの形で関わりがあると回答したのは68%で、内訳としては、「補助金・助成金を受けた」が28件、「後援名義を受けた」が19件、「共催事業・協働事業の実施等」が18件、「業務委託を請け負った」が17件であった。



問 10-1-2 関わりを持たない理由を全て選択してください。(いくつでも選択可)

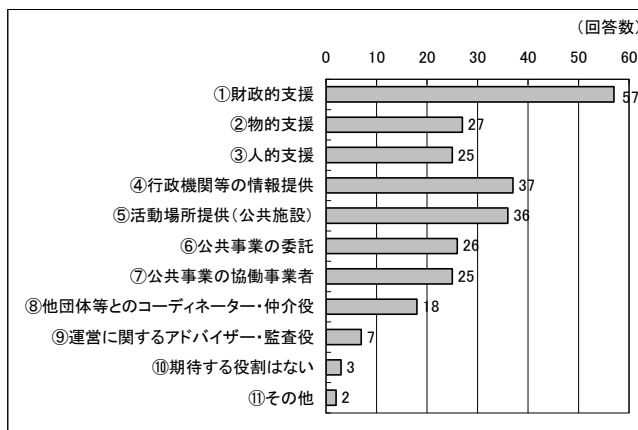
市と関わりを持たない理由としては、「独自事業運営で忙しい」が 17 件と圧倒的に多く、自立した活動を展開していると思われる。

一方で、「行政との連携・協働に関する情報がない」との回答が 7 件あったことから、情報提供の拡充が必要と思われる。



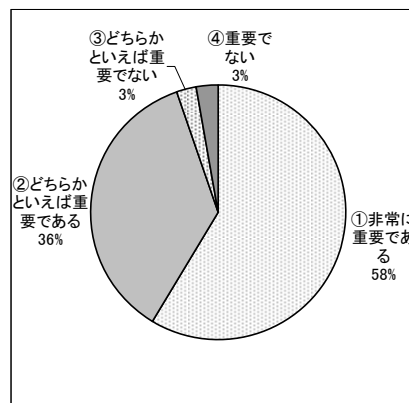
問 10-2 貴法人が活動する上で藤沢市（行政）に期待する役割はどのようなものでしょうか。(いくつでも選択可)

市に期待する役割としては、「補助金・助成金等の財政的支援」が最も 57 件と多く、続いて「国・県・市など行政機関の施策等に関する情報の提供」が 37 件、公共施設における活動場所の提供が 36 件であった。



問 10-3 藤沢市とNPOとの協働事業についてどのように思われますか。(一つだけ選択可)

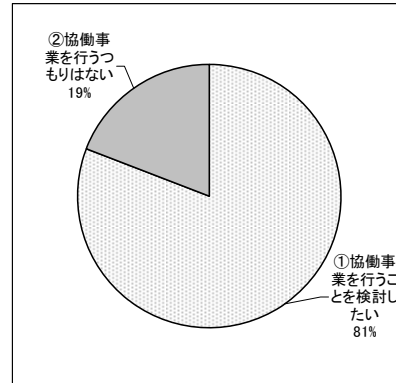
市とNPOとの協働事業に対する意識としては、「非常に重要である」「どちらかといえば重要である」を合わせると全体の 94%を占めており、協働による事業展開の重要性は高いといえる。



問 10-4 貴法人は、今後、藤沢市との協働事業を行うことについてどのようにお考えですか。(一つだけ選択可)

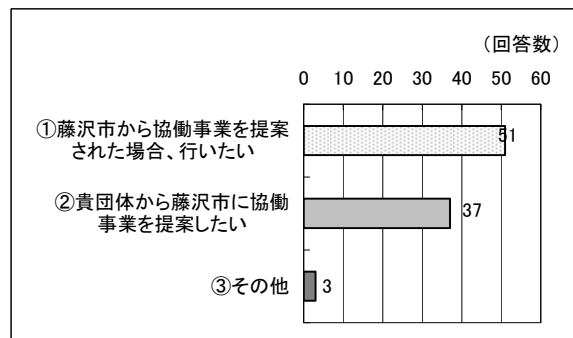
市と協働事業を行うことについては、「事業を行うことを検討したい」との回答が 81%となっている。

問 10-3 で協働事業について重要であるとの回答が 94%だったのに対してやや低いものの、市との協働事業に対する関心は高いと思われる。



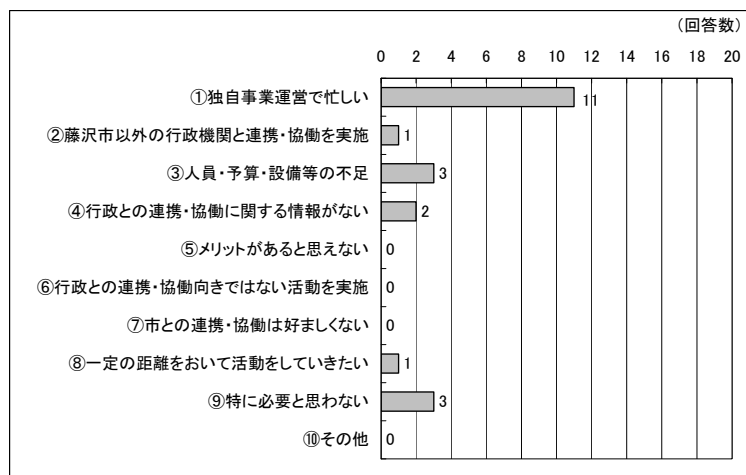
問 10-4-1 貴法人は次のような場合、藤沢市との協働事業を行いたいですか。(いくつでも回答可)

市との協働事業については、「市から事業提案された場合、行いたい」との回答が 51 件、「法人から市に事業提案したい」が 37 件となっている。



問 10-4-2 協働事業を行うつもりが無い理由をお聞かせください。(いくつでも回答可)

協働事業を行うつもりが無いと回答した法人の理由としては、問 10-1-2 の現在関わりを持っていない理由と同じく、「独自事業運営で忙しい」が 11 件と圧倒的に多かった。



## (2) 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査 (市民活動推進センター登録団体アンケート調査)

### 1. 調査概要

#### 1.1 調査の背景

藤沢市では、平成 17 年 9 月に「藤沢市市民活動推進計画」を策定し、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努め、市民活動推進センターにおいても、計画に沿った支援事業を展開してきた。

平成 24 年度で、(特非)藤沢市市民活動推進連絡会による藤沢市市民活動推進センターの 5 年間の指定管理期間が終了する。次期の支援機能の向上を図るため、当センターの登録団体を対象に、現在の藤沢市における市民活動団体の活動状況ならびに、藤沢市市民活動推進センターのサービス・事業内容等に関する調査を実施した。

#### 1.2 目的

登録団体の活動状況や藤沢市市民活動推進センターの利用頻度・満足度を調査し、次期の指定管理期間での参考資料とする。

#### 1.3 実施概要

- (1) 調査名 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
- (2) 実施期間 2012 年(平成 24 年)12 月 10 日～2013 年(平成 25 年)1 月 31 日
- (3) 調査対象 藤沢市市民活動推進センター登録団体 453 団体  
(2012 年 12 月 6 日時点)
- (4) 調査実施主体 藤沢市市民活動推進センター  
(指定管理者 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会)
- (5) 調査内容 活動実態調査、利用頻度・満足度調査
- (6) 調査方法 上記の調査対象団体に、調査票を郵送した。返送方法は、返信用封筒に封入して郵送、来館時の直接提出のいずれか。
- (7) 回収率 回答数：270 団体 回収率：59.6%

#### 1.4 調査の項目

- (1) 活動実態調査
  - ・活動に関して  
継続的に行っている活動、活動の頻度
  - ・メンバー・組織について  
会員・メンバーの募集、会員・メンバー間での情報の共有
  - ・収支・財源について  
年間収入、寄付金収入、繰越金
  - ・抱える課題について  
現在抱えている課題または今後の課題
- (2) 利用頻度・満足度調査

- ・ 利用頻度  
推進センターの現在の利用頻度、利用目的、利用しなくなった理由
- ・ サービスの重要性・満足度  
推進センターが提供しているサービスの重要度・満足度
- ・ 情報の告知・収集  
分野別情報の必要度・満足度、情報を告知際に使用する媒体(メディア)の利用頻度・効果度、情報を収集する際に使用する媒体(メディア)の利用頻度・効果度
- ・ 総合評価  
推進センターの総合評価、推進センターの運営やサービスへのご意見・ご要望

### 1.5 前回の調査との比較

本調査の実施にあたって、2004年12月に実施した「登録団体の活動に関する調査」及び、2007年10月に実施した「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」、2010年8月に実施した「市民活動団体の活動状況調査(活動実態調査及び協働事業実態調査)」の結果と比較分析を行うため、いくつかの設問について同一のものをを用いた。

#### 2004年度調査の概要

調査名	登録団体の活動に関する調査
実施時期	2004年12月
調査対象	藤沢市市民活動推進センターの登録団体(2004年12月時点) 324団体
有効回答数	171団体(回収率 52.8%)
詳細 URL	<a href="http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2004.html">http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2004.html</a>

#### 2007年度調査の概要

調査名	市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
実施時期	2007年10月
調査対象	藤沢市市民活動推進センターの登録団体(2007年9月時点) 413団体
有効回答数	210団体(回収率 50.8%)
詳細 URL	<a href="http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2007.html">http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2007.html</a>

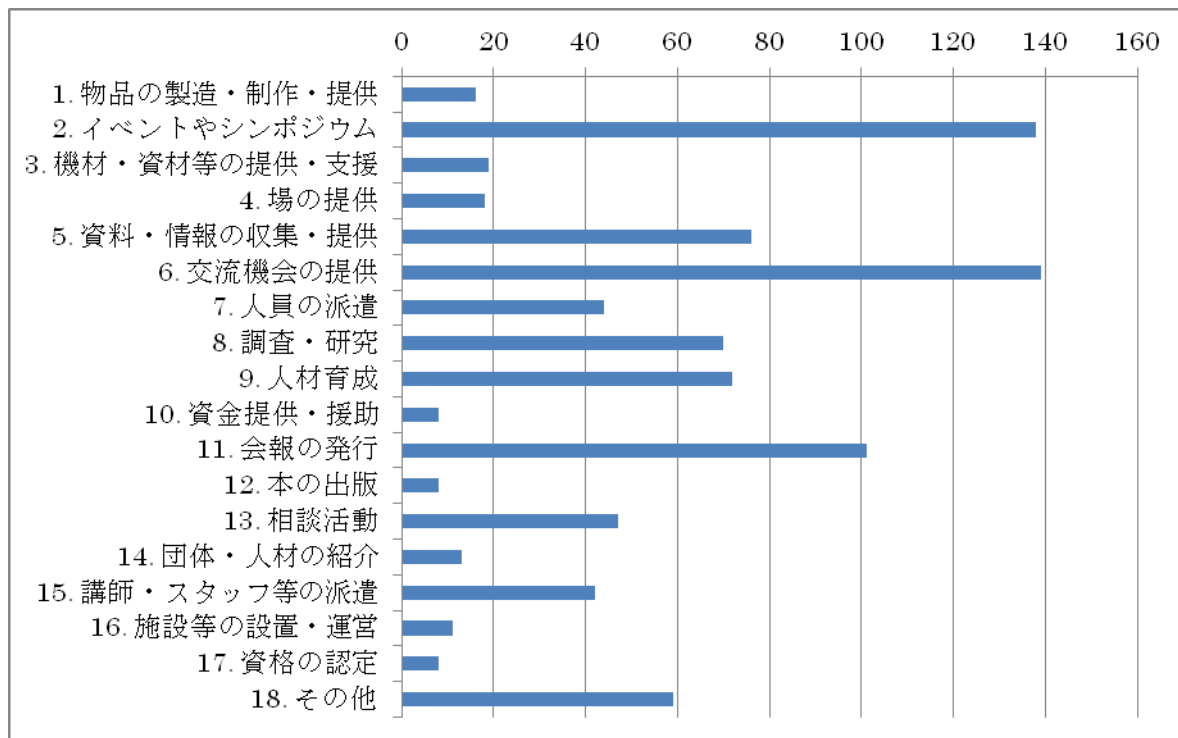
#### 2010年度調査の概要

調査名	市民活動団体の活動状況調査(活動実態調査及び協働事業実態調査)
実施時期	2010年8月
調査対象	藤沢市市民活動推進センターの登録団体(2010年8月時点) 432団体
有効回答数	267団体(回収率 61.8%)
詳細 URL	<a href="http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2010.html">http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2010.html</a>

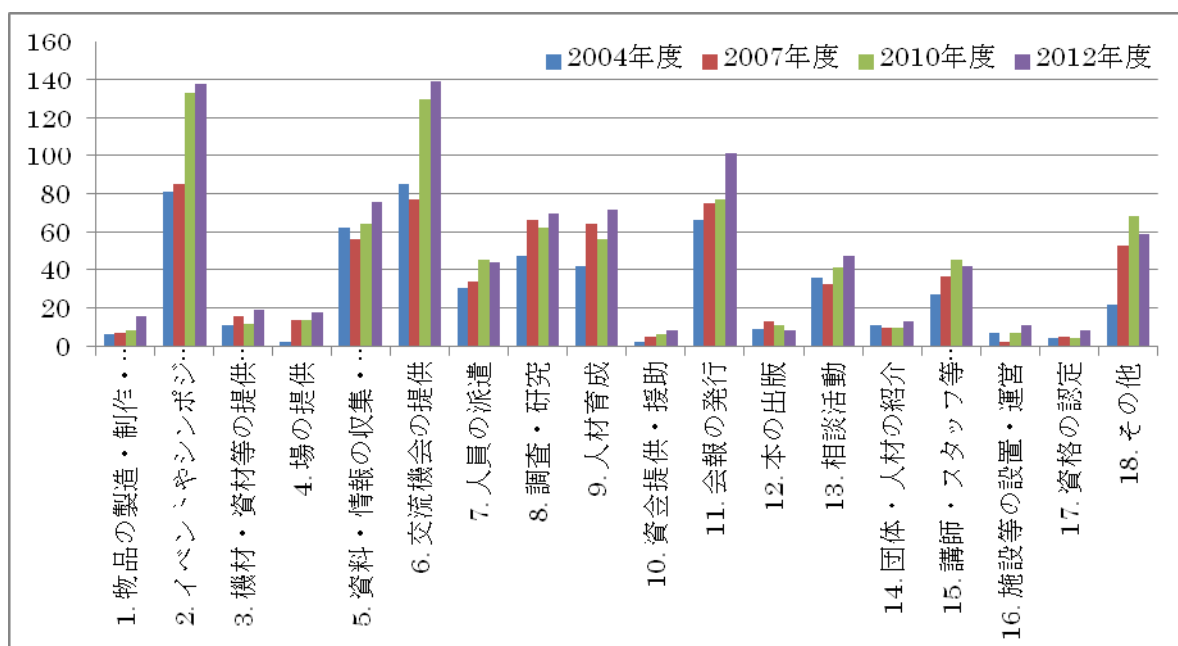
## 2. 調査結果（活動実態調査のみ抜粋）

### 2.1.1. 貴団体の活動に関して

問 1. 貴団体が継続的に行っている活動は何ですか。（該当するものすべてに「○」）

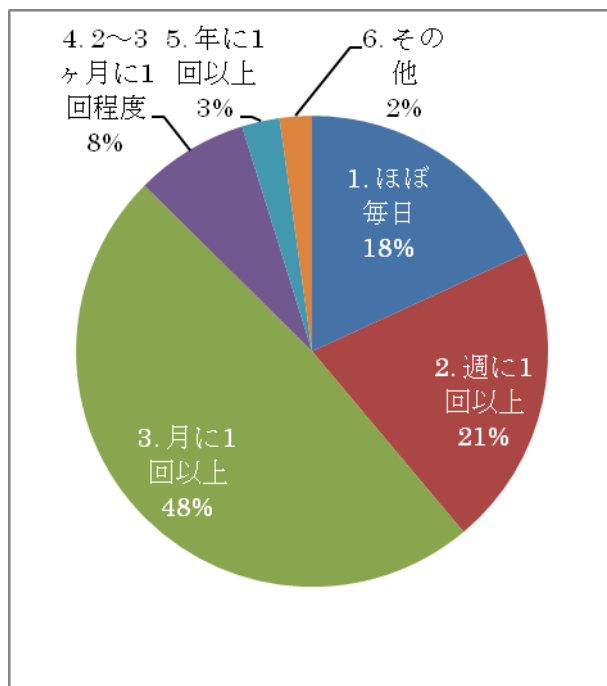


継続的に行っている活動のうち、最も多かったのは「2. イベントやシンポジウム等の企画・開催」と「6. 親睦・交流の場・機会の提供」の2つで、共に過半数の団体が挙げている。



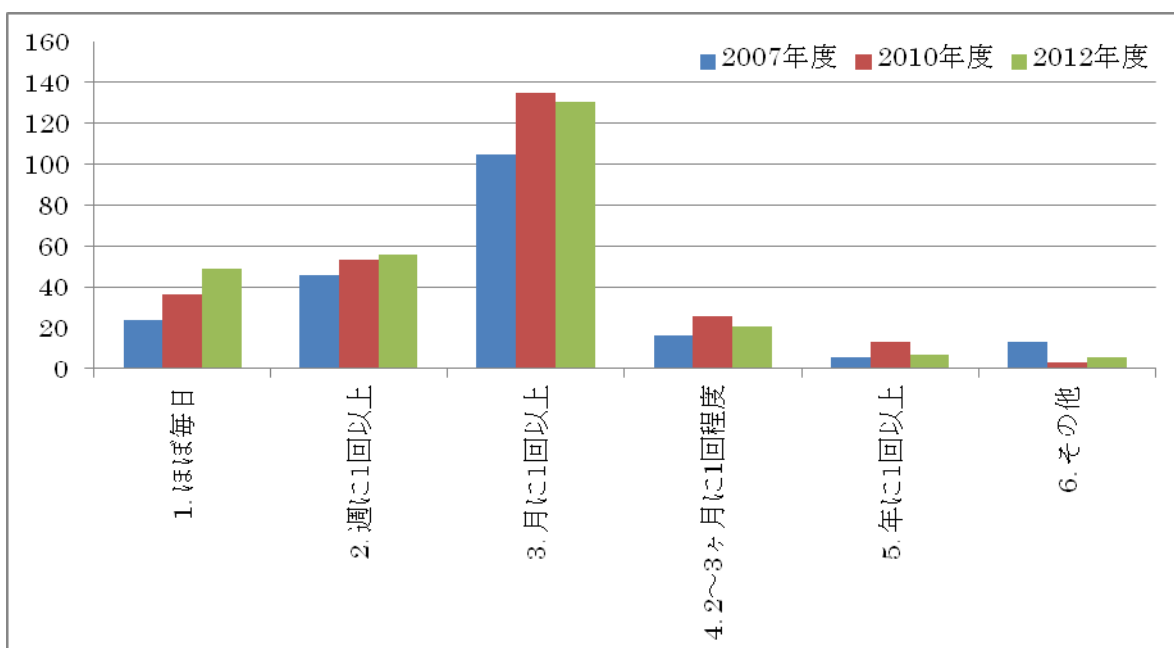
また前回調査(2004年度、2007年度、2010年度)との比較では、「11. 会報・広報誌等の発行」(前年比 8.46 ポイント)、「9. 技術・技能・ノウハウ等の指導・伝達や人材育成」(同 5.61 ポイント)、「5. 資料や情報の収集・提供」(同 4.09 ポイントで大きく伸びが見られた。

問 2. 貴団体の活動の頻度はどのくらいですか。(該当するもの1つに「○」)



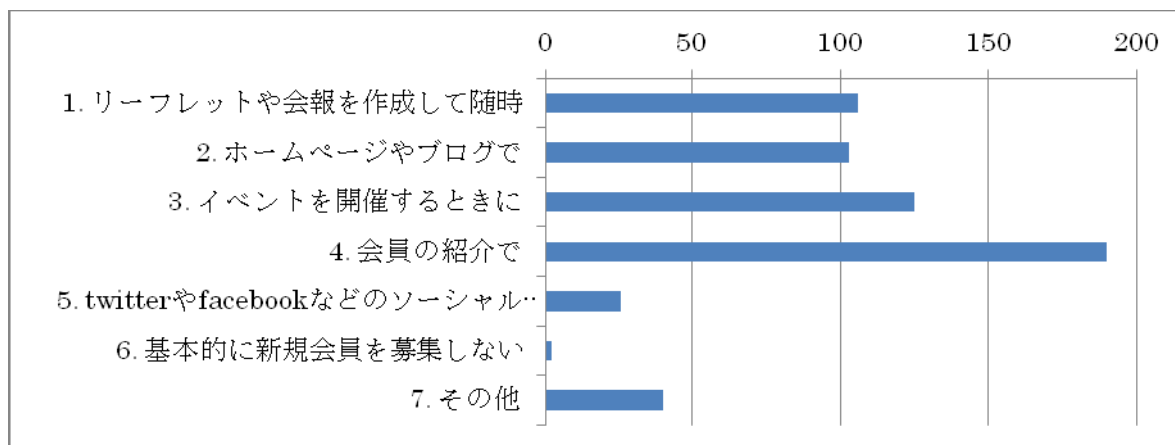
活動頻度は、「3. 月に1回以上」が最も多く約 49%であり、「2. 週に1回以上」が約 21%、「1. ほぼ毎日」が約 18%と続いた。

前回調査(2007年度、2010年度)との比較では、「4. 2~3ヶ月に1回程度」、「3. 月に1回以上」は2010年度と比べて減少しているものの、「1. ほぼ毎日」や「2. 週に1回以上」は増加傾向にあり、団体の活動頻度が上がってきていることが伺える。

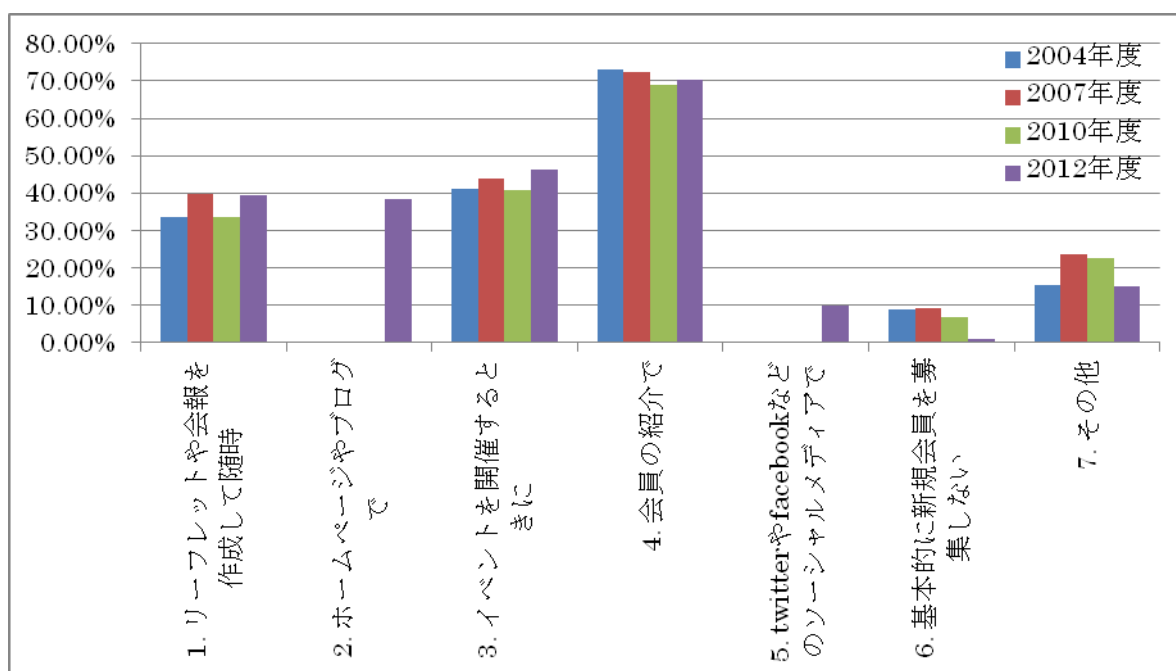


### 2.1.2 貴団体のメンバー・組織に関して

問 3. 貴団体の会員・メンバーは、どのように募集していますか。（該当するものすべてに「○」）



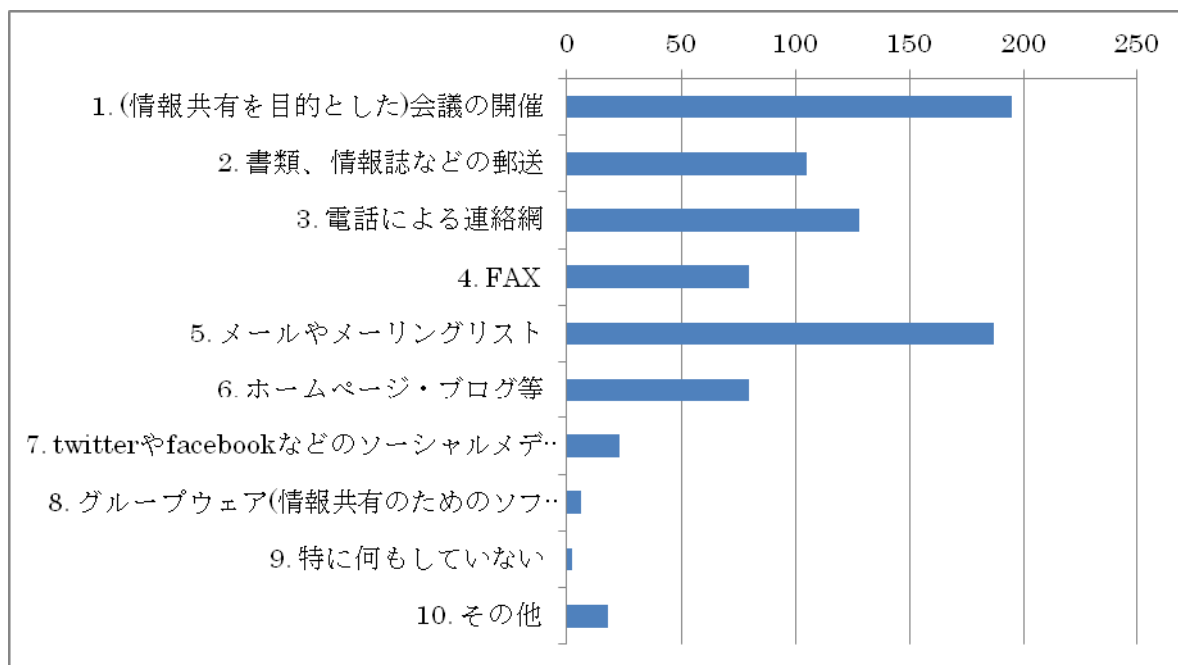
会員・メンバーの募集の手段は「4. 会員の紹介で」が最も多く、約7割の団体が挙げている。今回の調査から新たに加えた「2. ホームページやブログで」と「5. twitter や facebook などのソーシャルメディアで」は、それぞれ4割、1割程度の団体が会員・メンバーの募集の手段として活用していることが分かった。



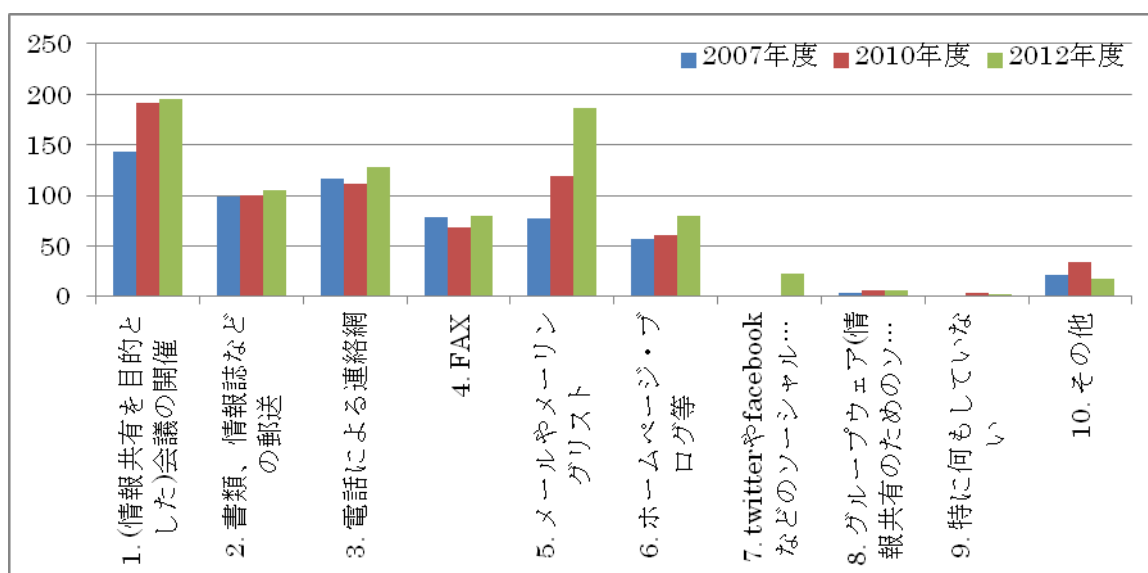
前回調査との比較では、ほとんどの回答で横ばいだった。「4. 会員の紹介で」は多少減少傾向にあるが、依然として最もよく挙げられた回答だった。「1. リーフレットや会報を作成して随時」、「3. イベントを開催するときに」は調査ごとに増加、減少を繰り返している。



問 4. 貴団体の活動を円滑に進めるためスタッフやメンバー間で情報を共有する際に、どのような手段を利用していますか。（該当するものすべてに「○」）



スタッフやメンバー間での情報共有の手段としては、「1. (情報共有を目的とした)会議の開催」、「5. メールやメーリングリスト」が最も多く、それぞれ約7割の団体が挙げていた。「7. twitterやfacebookなどのソーシャルメディア」は今回調査より追加した選択肢だが、前問と同様、約1割程度の団体が使用していることが分かった。

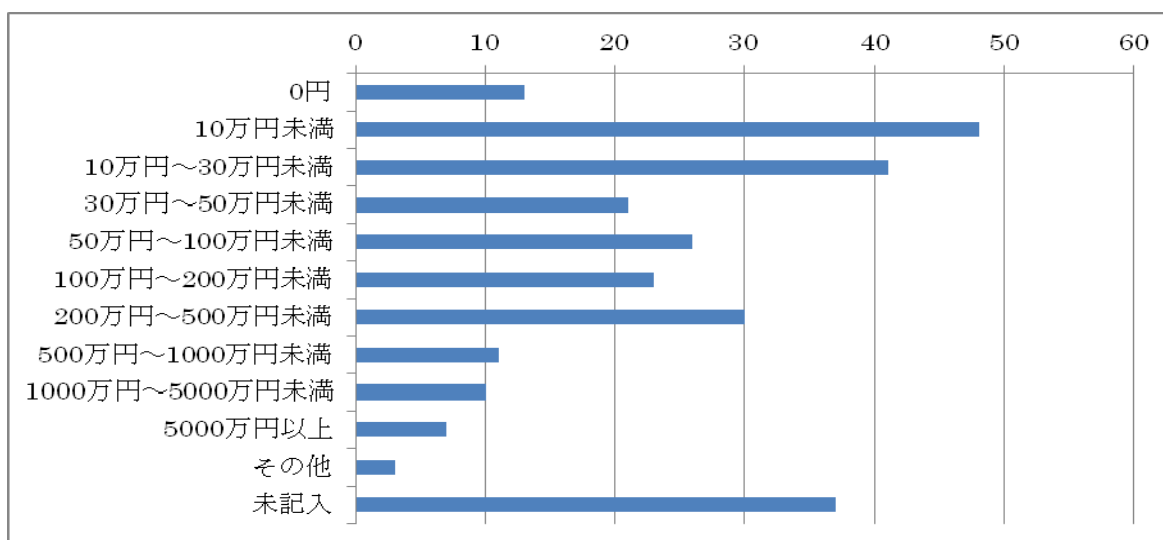


前回調査との比較では、ほぼどの手段も使用している団体数が増加していることが分かる。「5.メールやメーリングリスト」は前回調査での「メーリングリスト」より文言を変更した影響もあってか、前回と比べると割合が20ポイント程度増加している。

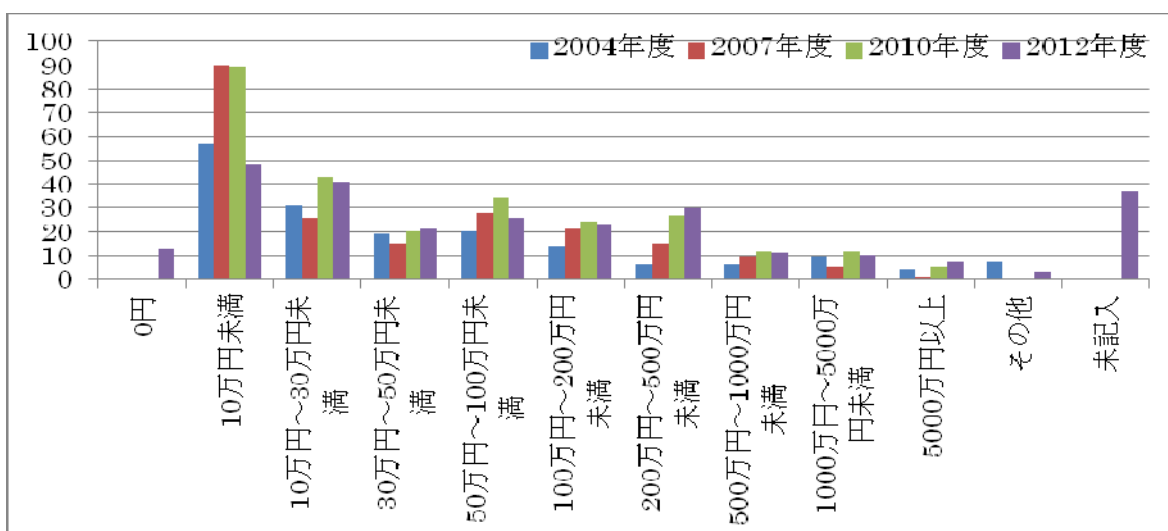
### 2.1.3 貴団体の収支・財源について

問 5. 貴団体の年間収入(2011 年度)を教えてください。(千の位を四捨五入して万単位で回答)

	平均	中央値	中央値(0円除く)	標準偏差	最大値	最小値
2007年度	158.00	19.5		569.00	6424	0
2010年度	343.72	30		1473.12	20000	0
2012年度	380.00	40.5	48	1236.04	11000	0



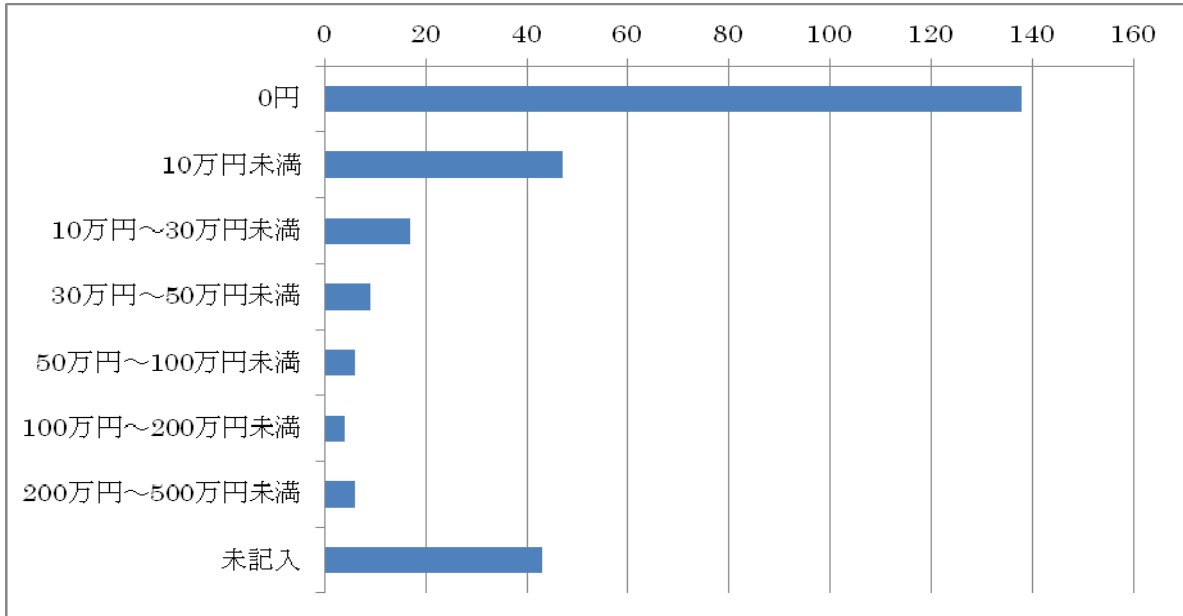
年間収入の金額は、「10万円未満」が最も多く、「10万円～30万円未満」、「200万円～500万円未満」と続いた。全体の中央値は40、年間収入が0円の団体を除いた中央値は48だった。



「0円」と「未記入」のカテゴリは今回より追加した。前回調査との比較では、「10万円未満」の団体が半数程度まで減少している。多くのカテゴリが減少している中、「30万円～

問 6. 貴団体の寄付金収入(2011 年度)を教えてください。(千の位を四捨五入して万単位で回答)

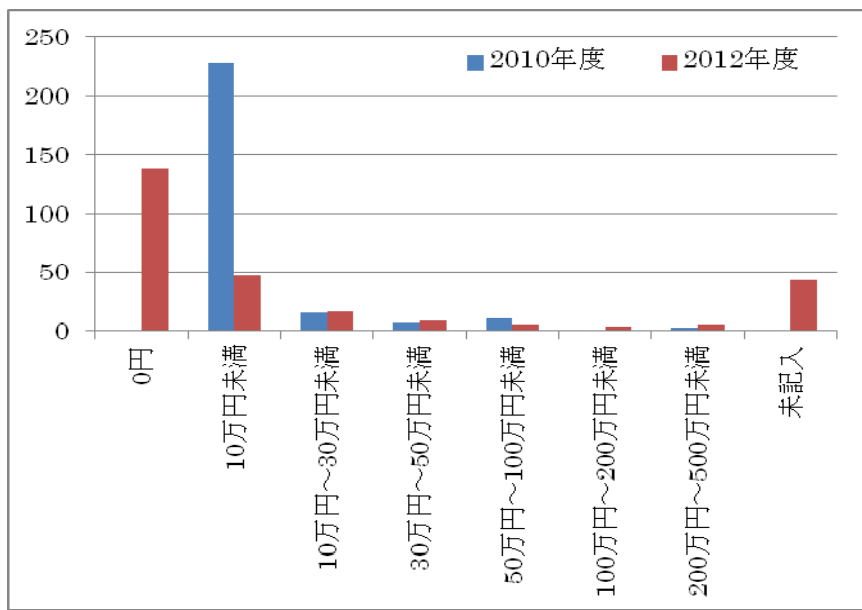
50 万円未満」、「200 万円～500 万円未満」、「5000 万円以上」は増加している。



	平均	中央値	中央値(0除く)	標準偏差	最大値	最小値
2010年度	8.545489	0	0	33.49373	376	0
2012年度	44.82876	0	8	332.9921	3924	0

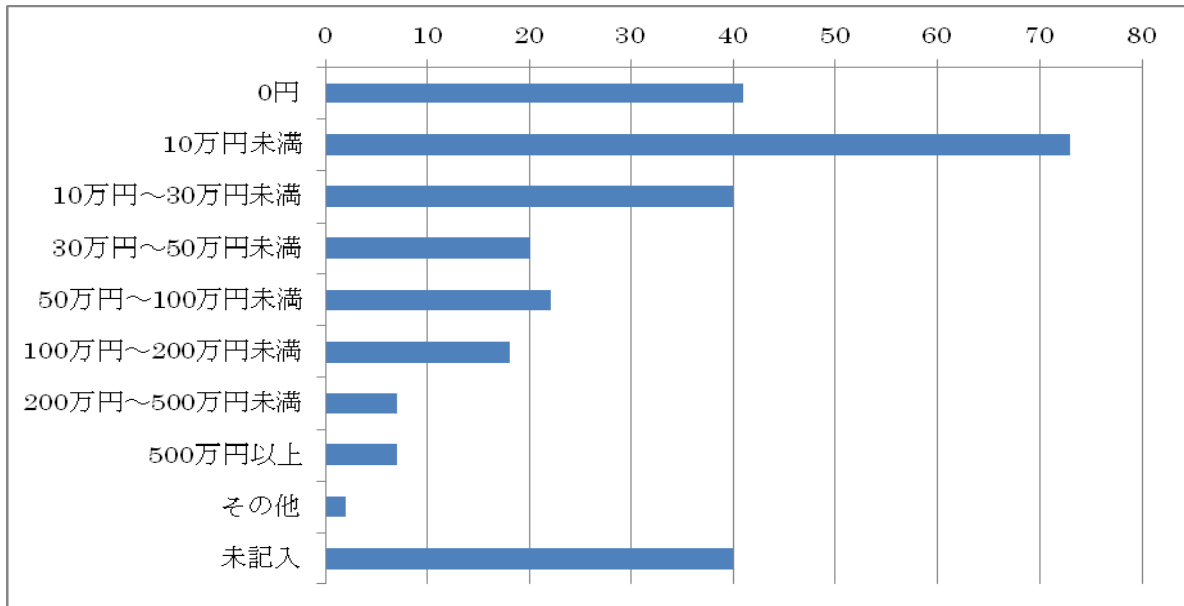
寄付金収入の金額は「0円」の団体が最も多く、過半数を占めた。寄付金収入が0円の団体を除いた中央値では8万円となった。年間収入と比較すると、まだまだ寄付金収入は少ない。

前回調査との比較では、「10万円未満」(今回は「0円」と「10万円未満」で別に分類した)が、2割近く減少している。また、僅かではあるが、「100万円～200万円未満」、「200万円～500万円未満」の団体は増加傾向にあり、寄付金を得ている団体数は少ないものの、徐々に裾野は広がってきていると思われる。



問 7. 貴団体の繰越金(2011 年度)を教えてください。(千の位を四捨五入して万単位で回答)

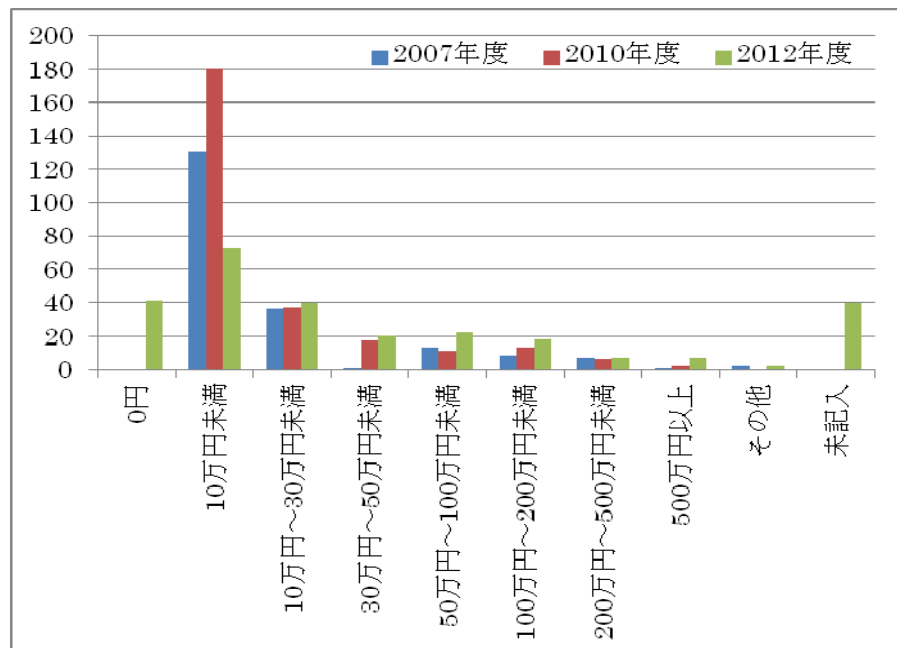
	平均	中央値	中央値(0円除く)	標準偏差	最大値	最小値
2007年度	27	2		75	587	-81
2010年度	26.95195	0		81.9151	806	-186
2012年度	80.07431	9.5	19.5	324.1371	3798	-77



繰越金の金額は、「10万円未満」の団体が最も多く、「0円」「10万円～30万円未満」と続いた。中央値は9.5、0円の団体を除いた中央値は19.5となった。

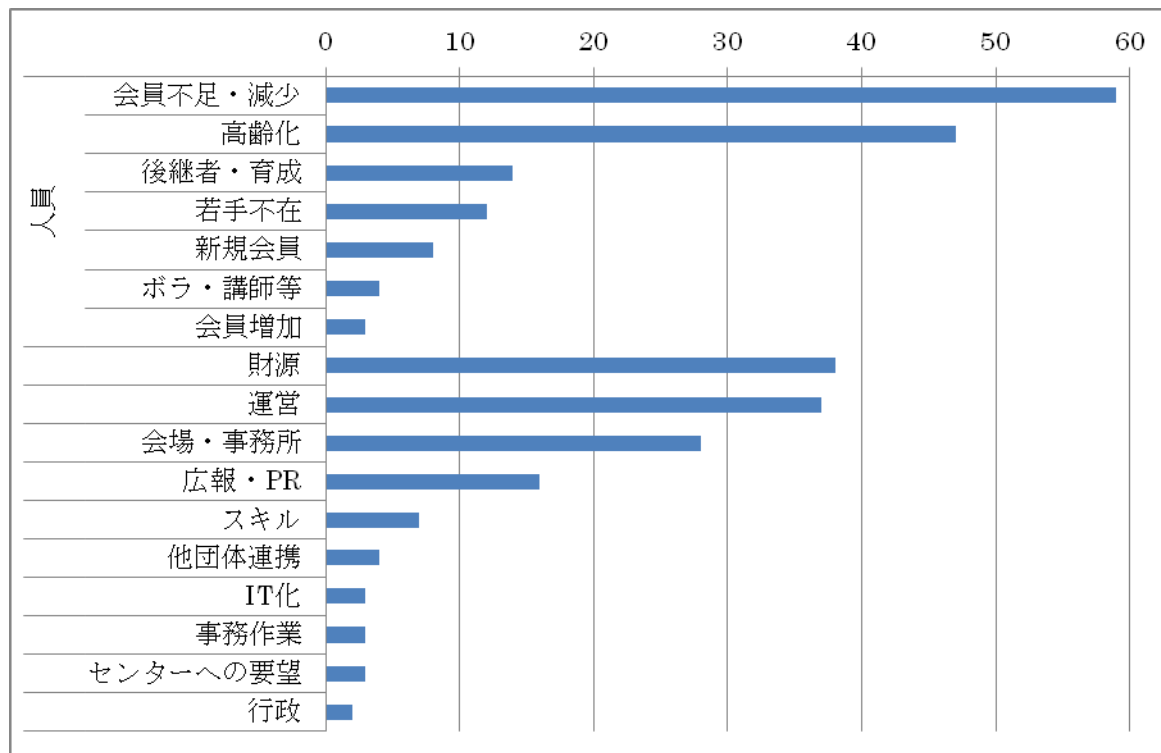
問5、問6と同様に、前回調査では「10万円未満」でまとめていたものを今回は「0円」と「10万円未満」とに分けている。

「10万円未満」は減少しているものの、その他のカテゴリは増加傾向にあり、金銭面での管理をしっかり行っている団体が増えてきていることが伺える。



#### 2.1.4 貴団体の抱える課題について

問 8. 活動にあたって、現在抱えている課題または今後課題となりうるであろうことがあれば教えてください。(自由記述)

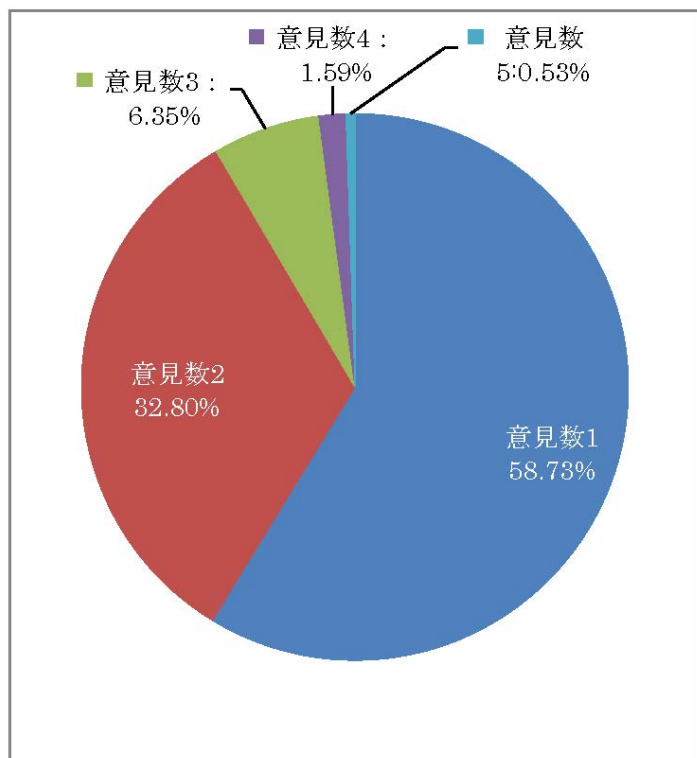


活動にあたって抱える課題として最も多かったのは、会員の不足、高齢化や若手の不在など、人材に関する課題だった。続いて財源、会の運営、活動する場所に関する課題が挙げられた。

会員の高齢化に従い会員数が減少し、会の活動が続かなくなるという問題にかなりの団体が直面しているようである。後継者の育成や若い世代の獲得が課題だと挙げている団体もある。多くの団体が会員の不足や減少を課題に挙げている中、反対に会員の増加を課題に挙げている団体もあった。

財源については、今後会の活動を拡大していくためにお金が必要という団体もいれば、会の活動の維持のために安定した財源が欲しいという団体もいた。その他には、高齢化のために会員数が減少し会費も減少してしまった、補助金が打ち切られてしまった、収入が少ないため職員が維持できない、寄付金をどう増やすか、などが課題として挙げられた。会の運営については、会長や役員、経理担当者など会を運営するための中核となる人材の不足や、後継者の育成、今後の団体の活動をどのように行っていくか、などが挙げられた。活動する場所に関しては、事務所や会議室、会の活動で使用する道具の保管場所などを求めている団体が多くいた。有料の会議室の料金が支払えず、場所を確保するのが難しいと挙げている団体もあった。

その他には、団体の活動を市民に知ってもらうための広報や PR、事務作業自体の負担、会員に対する研修、会員のスキルの向上、事業の拡大や新たな事業展開のための他団体との連携などが課題として挙げられた。



今回のアンケートに回答していただいた 270 団体のうち、この設問に回答したのは 189 団体と、7 割の団体がなんらかの課題があると回答している。ほとんどの団体が会の活性化を望んでいるが、人材の不足、財源の不足、場所の不足などにより阻まれているのが現状である。

また、1 団体あたりの意見数は、約 6 割が 1 つ、約 4 割が 2 つ以上であった。意見数が 2 つ以上の団体は 1 つ以上の団体より会員不足・減少や高齢化を課題に挙げている割合が高かった。

## **(3) 第27回 NPO 交流サロン 「藤沢の市民活動を考える！」ワークショップ**

### **1. 概要**

#### (1) 実施概要

日 時：2013年7月13日（土）14:30～16:30  
会 場：フジサワ名店ビル6階イベントホール  
参加者数：41名（内、グループワーク参加者は34名）  
主 催：藤沢市市民活動推進センター

#### (2) 実施方法

- ①協働コーディネーターの手塚より趣旨説明
- ②テーマA～C（下記参照）の各テーブルに分ける。
- ③各テーブルにて参加者自己紹介
- ④A～Cの切り口を基に「藤沢の市民活動」について意見交換
- ⑤各テーブルでの話し合い内容を発表（発表者1名、補足説明者1名）
- ⑥各テーブルのファシリテーター（藤沢市市民活動推進委員）によるまとめ

#### (3) グループワークテーマ

- A：市民活動との関わり  
B：市民活動団体間の連携  
C：市民活動と他セクターとの協働（希望者多数のためテーブルを増設）

### **2. ワークショップ実施結果**

#### **A：市民活動との関わり**

##### **(主なキーワード)**

- ・市民活動に関する情報の周知
- ・市民活動団体からの提案が重要
- ・市民活動を継続する上で、後継者（担い手）が問題になる
- ・充実した市民活動が、市民活動全体の底上げになる
- ・行政の役割の整理

##### **(テーブルファシリテーターまとめ)**

- ・市民活動をすることで多様な活動につながる
- ・市民が活動に参加するような機会の提供
- ・行政に対して、市民が担う公共サービスを明確にしてほしい

(グループワークで出された意見)

★「参加の動機」	★「市民活動と私たちの生活」
★「新しい人を巻き込むためには？」	★「自分たちで社会をつくる！！」
退職して地域を知らない	行政のテーマ設定が必要
地域の事情を知りたい	若い人が欲しい！！
会社をやめても金が欲しい	テーマに対する県の問題意識←低い
知らないといけない！！	自営の人
知らなくて良いの？	新しい公共
何で参加市内の？知らない人	好きこそ物の上手なれ ツール
推進センターを知らない藤沢都民だから	自治会 当番で
「より良い」のために「地域活動」を知る	「ボランティアということば嫌だ」
おせっかいをしたくない おせっかいをしたい	嫁と姑の関係
自発的奉仕	なぜ？
市民は受け身の人が多いのでは	行政の役割が果たしていることを整理する
自分で判断が出来る集まり 指示されたくない	行政がやりたいことは何？
他人の事より自分の事がやりたい 自由にやりたい	課題の切迫感がなかった
今の若者が高齢者になったら大変だ。ボランティアをしたい	市が関わっているボランティアはお金を支払っているといわれている これをなくさないといけない
やる人とやられる人を分けられないような	食住の接近が低い
コミュニティ信頼関係がくずれている	自主的市民活動
市民活動は先行投資であってはならない！！	具体性が必要
広がらないのはとなりの人を知らないから	市民活動は見返りを求めてはいけない
幸せな社会つづくの？	ボランティアは 利他？利己？
地域を知ること 自分のためにー	これ以上→自由にやりたい
行政によって社会関係人間関係が壊れたー。	一種のクラブ活動
「市民活動 どうあるべきか？」	親からリスクを受け入れないと広がらない」
サービスが欲しい！！（公共サービス）	見返りを期待してはならない！！
公共サービスが期待できなくなる！！	どうやって周知させるか？
地域への関心が低い	自助・共助 責任が負えない行政が行うことはやらない
ボランティアのエネルギーに感動した	楽しく参加が基本
これまでの日本は幸せだったー これからは？	種をどう広げるか？
行政サービスが充実していたから	ボランティアに興味
「ボランティア」のためのマーケティング講座 受講	



## B：市民活動団体間の連携

### (主なキーワード)

- ・連携の契機づくり、活動の拠点づくり、連絡会の設置
- ・連携を促進するコーディネーターの必要性
- ・情報の共有（他団体の情報、連携の事例、悩み等）
- ・推進センターのような中核になる場（情報のハブ）
- ・異業種交流のような場作り、良質な出会いの場が必要

### (テーブルファシリテーターまとめ)

- ・組織・経営は借り物競争
- ・市民セクターの夢・未来を大きくダイナミックに描く
- ・行政に財源や制度を作ってくれることに期待しない

### (グループワークで出された意見)

情報（団体）	情報（活動）
情報の収集	イベント情報
活動状況	団体情報
どんな団体があるの	地域ごとの活動団体の把握
団体の全体像	関連のある事業の情報交換 (例) 福祉・老人・子育て
情報何をしている団体？	<b>悩み</b>
<b>集中と発信</b>	悩み共有
相談窓口	<b>事業</b>
連携事例	事業内容のグルーピング
情報の集中	仕事
情報の拡散	連携
<b>人材</b>	協力
人材交流	
<b>視野を広げる動きかけ</b>	<b>情報のハブ</b>
団体内部しか見ていない	出入り自由なフリースペース
自団体内部での活動が忙しく、外に目を向けられない	紹介する→チラシ・ウェブ・市の広報誌
お互いの利益を意識する	カフェサロン、語り合うスペース
団体の目的を明確にする	地域の活動団体を紹介するコーナーを作る（公民館で）
発展進化する考え方	推進センター
各団体が上手に情報を発信する	全市、地区単位
<b>活動の拠点</b>	<b>媒介する人</b>
活動の拠点	情報コーディネーター
<b>出会いの場</b>	本当は各団体に一人コーディネーター？
マッチング	キーマン、推進センター

交流会	物知りアイデアマン
各団体の交流の場	コーディネーター
赤ちょうちん	コーディネーターの育成
掲示板	あきらめない気持ち
フリーペーパーの活用	

## C：市民活動と他セクターとの協働

### (主なキーワード)

- ・ NPO と行政の連携は大事だが、今後、お金の面で頼る事は難しい
- ・ 協働も必要だが、事業型 NPO として、自分達でちゃんと回す仕組みを作っていく
- ・ 様々な連携を行い、みんなで仕組みを作っていく
- ・ 共感できる市民活動、顔と顔が見える活動（付き合い）
- ・ 中間支援組織との連携（商工会議所等）
- ・ 企業や学校との連携（活動場所の確保に苦労しているため）

### (テーブルファシリテーターまとめ)

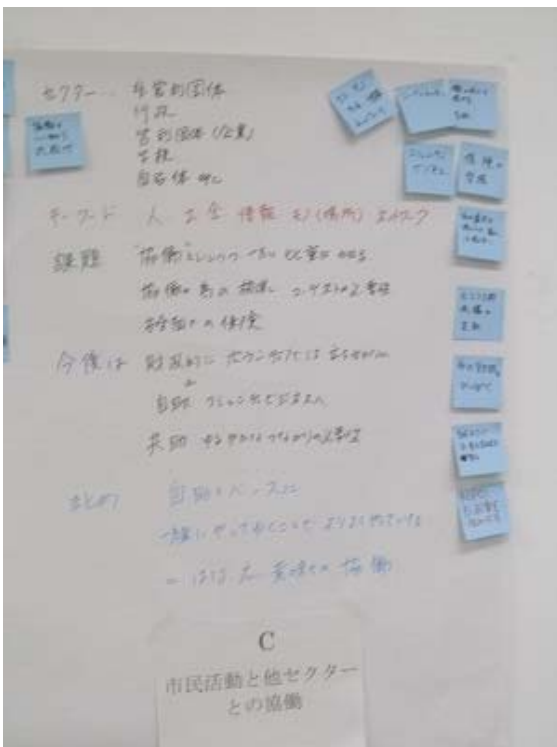
- ・ 市民の信託を受けているのが行政
- ・ 自分達でボランティアの原点に戻る
- ・ 幅広く緩やかに連携する

### (グループワークで出された意見)

コーディネーター	自立も必要、協働で更なる効果 UP
コミュニティビジネス	行政は信託を受けているが・・・
個人の収入を増やす、自助	協働といいながら丸投げ
保険の整備	タイタニック号の甲板でずれたイスを直す →問題の本質を
市の歳出は増えるが、歳入は増えない	自治基本条例
むこう三軒両隣の共助	ボランティア = 自警団、志願兵
市の財政の逼迫	ヒト・モノ・カネ・情報・ネットワーク
自分達でお金を生み出す努力	NPO もお金を生み出す
自治会のない住民をいかにつなげるで苦労している。	学校でのワークショップのクオリティが高い
場所の確保	どちらも win-win に
広報の広げ方	ビジネス界の人と一緒に活動をする
行政との連携	企業の協力を得るには
地域を様々な活動の中心に	企業にゆとりがないと
市民活動と福祉を同じ組織	文化庁・学校。協働なくしては活動できません。
場の支援としての協働	活動の場所確保は難しい
中学校へ親子と一緒に外向き、ふれあい抱っこ体験の交流学習を実施	団体と協働で年 1 回子育て応援メッセを公民館で実施

学校、中学、高校、大学と一緒に	地域の市民の家で赤ちゃんから高齢者まで 地域の人々が集まる機会と場所を提供
自治会の役割 VS 行政？	自治会と協力
市民活動の室の向上が大切	地域の子育て支援
共感を得られる協働イベント	
セクター・・・非営利団体、行政、営利団体（企業）、学校、自治体 etc	キーワード・・・人・お金・情報・モノ（場所）・ネットワーク
課題：“協働”といいつつ、一方に比重がかかる協働の為の橋渡し、コーディネート必要性 安全面での保険	今後：財政的にボランティアでは立ち行かない 自助、コミュニティビジネスへ 共助、ゆるやかなつながりの必要性
まとめ：自助をベースに一緒にやってゆくことでよりよくやっていける→幅広い意味での協働	

<グループワークで使用された模造紙と付せん>



## **(4) パブリックコメント（市民意見公募）実施結果**

本計画の素案に関するパブリックコメント（市民意見公募）を実施した際に提出された意見・提案と、それに対する市の考え方については、次のとおりです。

### **1. 意見等を募集した事項**

「藤沢市市民活動推進計画（素案）」について

### **2. 実施期間**

2013年（平成25年）11月11日から12月11日まで

### **3. 意見提案の対象者**

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者

### **4. 意見の提出方法**

任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・藤沢市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出

### **5. 意見提出の状況**

(1) 提出人数 19人

(2) 項目数 34件

(3) 提出された意見・提案と市の考え方について 別紙のとおり

### **6. 実施結果の公表期間**

2014年（平成26年）2月5日から3月5日まで

※意見・提案のうち、複数項目にわたる場合は、分けて取り上げています。

※関連する項目ごとにまとめたため、順番は前後している場合があります。

※上記の理由により、意見・提案をまとめたため、いただいた意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

## 7. 提出された意見・提案と市の考え方について

### (1) 計画全体について（7件）

意見・提案	市の考え方
簡単な言葉でわかりやすい文章を書いてほしい。	全体的に難しい表現をわかりやすい表現に改め、専門的な言葉などについては、注釈を加えました。
専門用語あるいは業界用語があり、理解しにくい。	
計画書なので、具体的な指針（ある時期までにこの目標を達成するなど）を出すべきかと考える。また、同時に現在市が考えている手法についても知りたいと思う。	本計画では5年間で実施する基本的な施策を定め、目指すべき目標として施策目標を定めています。施策目標の達成度については、市民・市民活動団体の皆さまへのアンケート結果等を基に施策の効果を検証していきたいと考えています。 具体的に行う事業については、基本的な指針及び基本的な施策に基づいて、市民活動を取り巻く状況の変化などに柔軟かつ確実に対応しながら、重点的かつ効果的に実施していくこととしています。また、中間評価及び最終評価を行う際に施策の事例として説明させていただく予定です。
具体的に何をするかが直接的な言葉で示されていないため、(日常的に市民活動と関わりの無い市民は特に) わかりにくさがある。市や推進センターの事業において、それぞれに該当するものを既に実施していたり、あらたな事業に反映されるものと思うが、中間評価や最終評価の中で関連付けて説明されることを期待する。	
全般に具体性に乏しく、例えば、計画推進主体を明確化し、責任の所在を鮮明にする必要があると考える。「藤沢市市民活動推進条例」第4条には(市の責務)が唱われているが、全てが行政の責任であるとするのは市民活動の本旨にもとるのではないか。	基本的な施策に関する説明を具体化しました。 また、本計画は、市民活動を推進するために、市が実行する計画ですが、各々の活動については、それぞれの団体等が自立的・自発的に行うものと捉えています。
関係団体と一緒にあって課題を考え尽くし、手助けをして最善の策が講じられるように導き、ぜひこの5年間を実のあるものにしてほしいと思う。	計画策定にあたっては、アンケート及びワークショップで市民活動団体の皆さまのご意見を伺いましたが、計画の中間年度及び最終年度にも、同様にご意見を伺い、計画の後半及び次期の計画に反映していきたいと考えています。
なぜ、計画を立てるのか、本質的なところが理解しづらい。(ほかもやっているから、という風に見えてしまう)	市として市民活動の推進するためには、総合的かつ計画的に実施する施策等を計画として策定し、取り組んでいくことが必要と考えています。

(2) 認知度向上について (5件)

意見・提案	市の考え方
<p>認知度を上げるのなら、まず「市民活動推進」という名称からすでに敷居が高い気がする。シンプルに短い名称の方が、覚えてもらえやすいのではないか。</p>	<p>市民活動が「みんなとまちが元気になる」原動力となることを目指していきたいと考えていますので、広報周知する際には、わかりやすい表現に工夫していきたいと考えています。</p>
<p>特定非営利活動法人の役員を務めているが、団体の認知度は極めて低いと感じる。多くの人に活動内容を知ってもらえると、活動が発展していく。そのために具体的な方法として次の2点を挙げたい。</p> <p>①活動団体・活動内容の認知度を上げるために市の広報でとりあげる、紹介する。</p> <p>②団体の催しを広く知ってもらうために各町内の回覧を利用できるようにする。</p>	<p>市民活動・市民活動団体の認知度を向上させるためには、情報が多くの人の目に触れる必要があると考えています。</p> <p>そのための手法の一つとして、広報ふじさわや市ホームページ等における情報提供の充実を検討していきたいと考えています。</p>
<p>「市民活動」や「NPO」といった言葉を聞いたことはあってもよく知らないという市民が多いのではないだろうか。今後の「少子高齢化」や「環境問題」などで、行政による問題解決を待つのではなく、「自ら行動する市民」として立ち上がるべきと考える。</p> <p>具体的には、今後の藤沢市のかかえる問題をしっかりと分析し、効果的・効率的な市民活動の未来像を描き、「市民活動推進都市」「市民活動推進元年」として、市民に広く呼びかけるとよいと思う。「広報ふじさわ」を使って、市民活動について解説・紹介するコーナーを常時設けるなどしてはどうか。</p>	
<p>日頃、市民活動の実態や存在が市民活動にまだ関わっていない市民の目に入り難いと感じている。しかし、一般市民に市民活動を知って頂くには費用、人手、時間がかかるのも実情である。それでも市民への広報手段では「広報ふじさわ」が最も効果が大きいと考える。記事の中の「くらしの情報ガイド」の分類タイトル（健康・保健、講習・講座、等）のひとつに“市民活動”を追加し、関連記事をその中に集約して掲載すれば良いと思うし、志のある方の眼に留まり易くなるのではないか。現状では市民活動に関する記事が異なるタイトルに分かれて掲載されるために、市民活動の観点で見てもらえない。</p>	
<p>市民活動による受益者には相応の負担義務があることを、市の助成金の軽減の観点からも、広報などで一般市民に啓発する必要があると思う。市民活動は無料又は格安でサービスするの</p>	<p>市民活動における受益者負担に関する課題を解決するためには、市民活動に対する認知度を向上させる事が重要だと考えており、そのための施策を</p>

<p>が当然と捕える一般市民がまだ多く、継続運営の障害のひとつになっていると見える。 また、市民団体としても対価の受領に伴う責任感でサービスの質の向上が図れると共に達成感、やりがいを感じ取れ、活動団体の継続性に繋がると思う。</p>	<p>実施していきたいと考えています。</p>
--	-------------------------

(3) 市民活動団体の広報について (1件)

意見・提案	市の考え方
<p>本指針では、助成（お金）、場所（活動）、人材（育成）について方針が出されているが、活動の「広報」も重要な課題と考える。自分の活動をいかに市民の方に知ってもらうか、は大変重要である。実際に活動を始めてみて分かる最初の壁は、「広報」である。 現状は、 ・ちらしは、公的施設（公民館など）では置かせてもらえない。理由：依頼が多すぎるから、市の活動との関係がないとダメ。 ・広報ふじさわへの掲載も、断られている。しかし、他自治体では、特に選別・審査もなく別刷りで市広報紙とともに全戸配布がされているところもある。 ・個別のホームページは、市民の目に止まることは少ない。 解決策として、市でこれら市民活動のイベントを周知するホームページを開設して欲しい。分野別、地域別などの検索つきであれば、わかりやすい。</p>	<p>市民活動団体の情報については、現在、市役所及び市民センター・公民館に「市民活動コーナー」を設置し、市民活動推進センター登録団体のちらし・パンフレットの配架をしていることと、市民活動推進センターホームページ「NPO Cafe」のイベント情報にて情報掲載をしています。 今後は、市民活動の認知度を向上させるための手法の一つとして、広報ふじさわや市ホームページ等における情報提供の充実を検討していきたいと考えています。</p>

(4) 市民活動への参加について (6件)

意見・提案	市の考え方
<p>趣味や地域などで様々なグループ活動があるが、全体から見ると、一部の人達のものであり、市民活動にはなっていない。 今、シニア世代が外へ出られるようにとコミュニティ場所ができれば、人が集まり、元気になる人が増えつつあるが、今後さらに拡大していくと思われる。現在そこに足を運ばないグループを市民活動へと流れを変える仕組みができれば、大きなうねりとなると考える。一番の大事な事は、関心のない方々をどう巻き込んでいくかにある。</p>	<p>現在市民活動に参加されていない方にも関心を持っていただくよう、様々な市民活動に関する情報を積極的に発信すること、市民と市民活動関係者が交流する機会を設けるなどの取り組みを進めていきたいと考えています。</p>
<p>ここ2～3年で、大学生・若者が市民活動をしている姿が多く見られ、活気があって良い事だと思ふ。</p>	<p>市内4大学をはじめとする学生の市民活動への参加をさらに推進していきたいと考えています。</p>



「市民の社会貢献活動」と「市民活動」の違いはあるのか。	広義な意味を持つ「市民活動」という表現に統一しました。
個人の活動の継続意志は、自分の存在価値が周囲より認められる(感謝、対価、実効性)ことで達成感が得ることが基盤になる。	市民活動(社会貢献活動)への参加に対する評価の仕組みについては、神奈川県「チャレンジボランティアパスポート」をはじめ、表彰制度やボランティアポイント制度など他の自治体の事例を調査研究しながら、本計画期間の5年間で本市の現状に合った制度の整備を進めていきたいと考えています。
「市民の社会貢献活動に対する評価の仕組みの整備」については、今までにない視点なので良いと思う。市民活動の団体だけでなく、その前段階にある個人なども含め、市民活動を後押しできるような仕組みを望みたい。	
「社会貢献活動に参加する市民へ向け活動を評価する仕組み」を考えたとき、思い出したのは、神奈川県「チャレンジボランティアパスポート」である。市民活動に対する認知度を上げるため、社会貢献活動を奨励・支援する制度を整備するのはいいと思う。今後、5年間の中で調査研究及び検証するかと考えるが、計画の中でもう少し具体例(記録(カード、手帳、地域通貨)もしくは証明(表彰等)があれば、と考える。	

(5) 市民活動団体への助成制度について(2件)

意見・提案	市の考え方
市の助成金制度は事務手続きが慣れている人でないと難しいので、もっと簡単にした方が良い。	公益的市民活動助成事業については、手続きの簡略化なども含めて、より多くの団体から応募していただける制度にするための、見直しをしていきたいと考えています。
「活動の自立化・持続化を推し進めるための助成制度」とあるが、確かに助成制度は、団体を育てるために必要であるが、その支給に関しての選定を厳しくして、きちんと育つように指導する必要があるかと考える。 支給と言うより、結果を見て成果を出せていない団体に対しては、減額処理をするというような制度も考えた方が良いのでは。	公益的市民活動助成事業については、本計画の基本施策「市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備」に基づいて、制度の見直しを行っているところですが、市民活動の活性化を推進するために、より効果的な制度としていきたいと考えています。

(6) 市民活動団体の活動場所について(6件)

意見・提案	市の考え方
湘南台市民活動プラザは、閉館時間が17時ということで、学校帰りの学生や仕事帰りの社会人が実際に作業する時間帯には閉館しているという現状がある。 「情報提供場所の整備」ということで、ホームページ等オンライン上での情報提供を充実するという考え方もあるが、市民活動に参加してい	市民活動団体の活動場所については、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザをはじめ、他の公共施設についても、有効活用の観点で、場の提供の充実を図っていきたいと考えています。 また、湘南台市民活動プラザを含めた

<p>る人同士が実際に顔を合わせる場所があれば、信頼や連携が生まれてくると感じる。 要望に応えるための情報があっても、当人が「～したい」と考えたとき、直ぐに情報提供ができるかどうか、相談ができるかどうか、で、その後の市民活動に対する思いも変わってくると思う。 ぜひ各施設体制（開館日・開館時間等が適切、妥当かどうか）を整備する、という考え方も取り入れていただければと考える。</p>	<p>各施設の開館日・開館時間等については、利用状況等の推移を見ながら検討していきたいと考えています。</p>
<p>市民センターと公民館の区別が分かりにくい。公民館は「公民」の名の通り市民活動の基盤をなす場と思います。現在の公民館はサークル活動の場として提供され、市民活動の場としての提供は少ないように思われます。公民館との協働、連携ができれば市民活動に更なる成果が可能となる。例えば、湘南台市民活動プラザには会議室がない。階下の公民館との連携でプラザ利用団体も階下の会議室が利用可能となれば、市民活動の拡大にも寄与する。また、プラザの開館日も公民館と同じ曜日に開設すれば、日曜日も利用できる。藤沢市市民活動センターが火曜定休、湘南台市民プラザは原則月曜定休となれば、更に利用しやすく、活動も広がり、市民活動の活性化、円滑化に寄与し、市民活動の環境整備の一端となる。</p>	<p>市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザのインターネット等の環境整備については、利用者の声をお聞きしながら順次整備していきたいと考えています。</p>
<p>市民活動推進センター及び湘南台市民活動プラザの拠点2か所に関しては、「長後」方面にも拠点が欲しい。</p>	
<p>市民活動推進センターのインターネット回線を光回線にしてほしい。</p>	
<p>市民活動推進センターと湘南台市民活動プラザのIT化のレベルアップをすべきだと思う。 高速無線LANの導入、会議室にはPC用プロジェクタとアンプ・スピーカーを常備し、持参したノートPCを接続してプレゼンや動画再生できるようにしてほしい。</p>	
<p>IT導入による作業効率の改善が必須であると考え。一例として、情報が持ち込まれた時に、ペン入力対応端末を用いた直接入力方法を提案したい。作業効率アップが図れると共に、情報公開までのタイムラグが短縮されて受益者の目に触れる機会が増え、また、作業者が煩雑な作業から解放されるメリットは大きい。</p>	

(7) 相談・コンサルティング機能について (2件)

意見・提案	市の考え方
<p>市民活動意識が芽生えても「自己の経験と整合する市民団体」、「参加候補に挙げた団体の活動内容」「活動に要求される能力」が不明なために不安が湧き、参加行動に結びつかない。</p> <p>これに対し客観的な立場から解説し相談にあたる窓口の増強が必要と思う。相談窓口を「広報ふじさわ」を活用し多くの市民の目に留まるようにするのが良いと考える。</p>	<p>現在、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザにおいて、市民活動に関する相談を随時受付していますが、今後も相談機能を充実させるとともに、広報周知を図っていきたいと考えています。</p>
<p>藤沢市は市民活動の活発な地区と聞く。地域活動をしているが、効率の良い活動に悩んでいるので、勉強をできる機会を作ってほしい。団体の事例発表とか話し合いがあると良いと思う。</p>	<p>現在、市民活動推進センターにおいて「NPO交流サロン」「NPOマネジメント講座」といった、交流・学習のイベントを行っていますが、さらに充実していきたいと考えています。</p>

(8) 市民活動団体と行政との協働の推進について (2件)

意見・提案	市の考え方
<p>市民活動への後援について、内容をしっかり後援の「実」のあるものにして欲しい。</p> <p>現状として、後援の依頼は、手続きとしては「敷居が低く」とてもいいが、後援はその「文言(後援)」を記載できるだけで、何も担当部署からの支援がない。一時は、その文言故に、ちらしが一部公的施設に配布と設置ができたが、ある日からできなくなった。以後自分で時間と交通費をかけて、ちらしの設置依頼を個々に施設にお願いしている。何のための後援か。以来、その後援の申請も止めてしまった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ちらしがこのため公的施設に置ける、これを一番期待する。広報ふじさわにも、掲載できることも大きな期待である。</li> <li>・この程度の支援は、是非実現して欲しい。市として、「後援」の名目に恥じない「内容ある制度」を検討して欲しい。</li> </ul>	<p>市民活動団体への後援名義許可の手続き等については、現状の課題等の検証をしていきたいと考えています。</p>
<p>市民提案型協働事業制度について</p> <p>1) 市民提案事業について、藤沢市は対応が非常に冷たい制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事前に」市および担当部署と、「十分な下打合せ」をしておかないと、簡単に一次審査で落とされ、ヒアリングもない。市民の課題提起に対し、真摯に聞く態度・制度が見えない。</li> </ul> <p>※他市では、市民の提案に対して担当部署を決定・通知し、それから市民提案の内容のヒアリングが行われ、かつ実現に向けて担当部署とすり合わせをする制度が設けられている。</p>	<p>基本施策「市民活動団体と行政との協働の推進」に基づいて、市民活動団体と市との協働事業提案制度の見直しを行うとともに、市職員向けの協働マニュアルを整備することで共通理解を深めていきたいと考えています。いただいたご意見については、その中で反映したいと考えています。</p>

<p>2) 主として、人件費などの見積もり・積算基準の考え方とか数字の明示がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案時の見積もりは、提案団体が苦勞して積算をしており、審査時に高いとの評価が一方向的に下ることが多い。</li> </ul> <p>※他市では、一応の積算目安として人件費は事前に明示、公開されている。地域の最低賃金が考慮されている行政の姿勢が分かる。</p> <p>3) 同じ市民団体が協働事業を連続して行っているケースが非常に多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これは、やっかみと受け取られることを懸念するが、そう見ている市民は多い。行政に良く知られた団体だけに絞られているように見える。</li> </ul> <p>※市民団体に幅広く協働の機会を与える方法の検討をお願いしたい。</p>	
---	--

(9) 多様な主体間の交流について (1件)

意見・提案	市の考え方
<p>具体性の一例として、p22 基本施策③「～学ぶ場をつくり～」では、学んでどう活性化につながるのか、方策を記述する必要はないか。</p>	<p>「マルチパートナーシップの推進」を目的として掲げ、多様な主体がお互いの組織等について学ぶ場や、積極的に対話する場をつくることによって交流を推進し、多様な主体間の協働の活性化を図るものとなりました。</p>

(10) 中間支援組織について (1件)

意見・提案	市の考え方
<p>中間支援組織は非常に重要かと考える。各団体は、各々の活動分野において自らの意思で動いており、「井の中の蛙」的な活動していたりするので、それを、第三者的な立場で「こんな団体もありますよ」とか「こちら方面からも活動を眺めてみては」と言うような支援が出来る組織は必要だと考える。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、本市の市民活動の中間支援組織である市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザの活動及び事業の充実を図っていきたいと考えています。</p>

(11) その他 (1件)

意見・提案	市の考え方
<p>住んでいる人たちにとってこんなに住みやすい、子供たちを育てやすい町は藤沢だろう、という実感が年を経るに従い強くなっているが、他地域の知人に強烈に自慢できるものが無いのでは？藤沢で育った若い世代が年老いても是非故郷を語れる町を、町の文化を、環境を作っていただきたい。</p>	<p>本計画のビジョンにも掲げていますが、文化・環境をはじめ、様々な市民活動が、みんなとまちを元気にする原動力となることを目指し、市民活動を推進していきたいと考えています。</p>

# **藤沢市市民活動推進計画 (平成 26 年度～平成 30 年度)**

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2512

電子メール [jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp)

**藤沢市市民活動推進計画**  
**(平成 26 年度～平成 30 年度)**

市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1  
電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2512  
電子メール [jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp)